

習志野市教育委員会第4回定例会

日時: 令和6年4月24日(水)13時30分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程		審議順
1	会議録の承認	(予定)
2	報告事項	
(1)	令和6年習志野市議会第1回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
(2)	令和5年度末教職員の人事異動等について	(学務課) 2
※(3)	臨時代理の報告について (習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)	(指導課) 6
※(4)	臨時代理の報告について (令和6年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)	(指導課) 7
(5)	令和6年度指導重点事項について	(指導課) 3
(6)	令和5年度3学期いじめアンケート集計結果と令和6年度いじめ防止施策について	(指導課) 4
3	議決事項	
※議案第11号	令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について	(教育総務課) 8
※議案第12号	習志野市通学区域審議会委員の委嘱について	(教育総務課) 9
※議案第13号	習志野市史編さん委員会委員の委嘱について	(社会教育課) 10
※議案第14号	習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	(生涯スポーツ課) 11
4	協議事項	
協議第1号	次回教育委員会定例会の期日について 令和6年5月22日(水)午後1時30分	5

5 その他

※は非公開の見込み

令和6年習志野市教育委員会第4回定例会 議題概要

【報告事項(3)及び(4)並びに議案第11号ないし第14号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和6年習志野市議会第1回定例会一般質問等について

・令和6年習志野市議会第1回定例会一般質問等について、報告するものです。

報告事項(2)

令和5年度末教職員の人事異動等について

・令和5年度末教職員の人事異動等について、報告するものです。

報告事項(3)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)

・習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(4)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(令和6年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)

・令和6年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(5)

令和6年度指導重点事項について

・令和6年度指導重点事項について、報告するものです。

報告事項(6)

令和5年度3学期いじめアンケート集計結果と令和6年度いじめ防止施策について

・令和5年度3学期いじめアンケート集計結果と令和6年度いじめ防止施策について、報告するものです。

議案第11号【非公開予定】

令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

・習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、令和6年度表彰状を授与するものを決定するものです。

議案第12号【非公開予定】

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

・習志野市通学区域審議会条例第2条の規定により、委嘱するものです。

議案第13号【非公開予定】

習志野市史編さん委員会委員の委嘱について

・習志野市史編さん委員会条例第3条第1項及び第2項の規定により、委嘱するものです。

議案第14号【非公開予定】

習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

・習志野市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、委嘱するものです。

報 告 事 項(1)

令和6年習志野市議会第1回定例会一般質問等について

令和6年習志野市議会第1回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和6年4月24日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和6年第1回定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
2月27日	1	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		80	
	2	丸山 秀雄 (公明党)	該当なし		60	
	3	市角 雄幸 (環境みらい)	3. 小中学校のICT化について (1)ICT化の進捗状況について これまでのICT機器設備の整備の進捗状況について伺う。	総合教育センター	70	1
	4	金井 宏志 (公明党)	1. 東習志野地区の公共施設の再整備について (1) 実花公民館の機能移転について (2) 歴史資料展示室の構想について 2. 特別支援教育について (1) 小学校入学に向けた支援について 「特別な支援を希望される方向けの小学校入学説明会」の内容や今後の計画について伺う 3. 学校体育館のエアコン設置について (1) 今後の予定について	社会教育課 社会教育課 総合教育センター 教育総務課	60	1
2月28日	5	大宮 こうた (明日の習志野)	2. 水辺とともにある豊かな街について (2)防災及び気候変動対策(適応策) ①埋立て地域における液状化対策の取組状況 東日本大震災での被災状況を踏まえて、液状化対策の取組状況、特に、避難所となる公共施設(学校等)における取組状況について伺う。 ②猛暑における教育活動のあり方 熱中症警戒アラートが出て外出を控えるような環境において、移動図書館の中止、学校におけるプール授業のあり方等、教育活動のあり方の見直しに関する考え方について伺う。 3. 子どもにやさしい街について (1)「隠れ教育費」の削減 ①憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現を目指して、保護者負担を減らす取組の進捗 教育委員会での協議内容、協議を踏まえた実施の方向性と課題、来年度予算における予算措置の検討状況について伺う。 (2)小中学校の適正規模・適正配置 ①児童数が大きく減少する見込みの小学校への具体的な対応 「令和5年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」に関し、児童数が大きく減少する小学校への具体的な対応、特に、新たな人口を呼び込む施策、学校施設の複合化・多機能化・共用化、通学区域の弾力化について伺う。	総務部 都市環境部 教育総務課 企業局 指導課 中央図書館 教育総務課 学校教育課 指導課 教育総務課	80	3
	6	鴨 哲登志 (民意と歩む会)	該当なし		80	
	7	田中 慶子 (公明党)	2. 教育委員会事務局について (1) 機構改革の目的について伺う 機構改革の趣旨、期待される効果について伺う。 (2) 不登校対策の所管と今後の事業展開について伺う 機構改革によって所管が変わるのか、不登校の推移など実態の把握と支援の実情について伺う。 (3) 市立小中高等学校における健康診断はどのように実施されているか伺う	教育総務課 指導課 学校教育課	60	6
	8	寺川 貴隆 (環境みらい)	該当なし		80	

令和6年第1回定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
2月29日	9	三代川 雄哉 (真政会)	2. 教育について (1)部活動地域移行について 今年度の取り組みと次年度の展望について伺う。 (2)体育館エアコン設置について 現状について伺う。 【金井議員3(1)と同内容】 (3)市内小中学校における文化・スポーツ活動奨励金について 奨励金の概要について伺う。	指導課 教育総務課 指導課	60	7
	10	佐藤 まり (市民の会)	2. 市内小中学校の副教材費について (1)制服、体操服の今後の在り方について方針を伺う	学校教育課	70	8
	11	荒原 ちえみ (日本共産党)	6. 大規模災害に備えて体育館へのエアコン設置も早急に実施を (1)大規模災害に備えて体育館へのエアコン設置の実施について 体育館は避難所でもあるため、避難所の機能改善のために、国の「緊急防災減災事業債」を活用してエアコンの設置を求め、おおよそのスケジュールを伺う。 【金井議員3(1)と同内容】	教育総務課	80	9
	12	相原 和幸 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	
3月1日	13	高橋 正明 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	
	14	金子 友之 (真政会)	該当なし		60	
	15	入沢 としゆき (日本共産党)	該当なし		80	
	16	木村 孝 (民意と歩む会)	1. 首都直下型地震 (6)学校の防災教育に何が必要か 小中学校における児童への防災意識を高める施策をどのように展開しているのか	学校教育課	60	9
	17	谷岡 隆 (日本共産党)	3. 職員による児童・生徒への性暴力等発生時の対応について (1)昨年末に性暴力(わいせつ行為)で逮捕・懲戒免職となった教職員が習志野市内で勤務してきた小中学校で、隠れた被害がなかったかどうかの調査はしたか。 4. 市立学校における「隠れ教育費」の軽減について (1)義務教育の私費負担(学校指定品、学校徴収金、副教材、補助教材、校外学習、修学旅行など)の軽減の取組はどこまで進んだか。 【大宮議員3(1)①と同内容】 (2)学習用タブレット貸与におけるタッチペンと充電器の故障・破損等の弁償の負担が大きすぎるのではないかと。 タブレット端末に付属するタッチペン等に関する通知が保護者に送られていることについて、学習用タブレット貸与におけるタッチペンと充電器の故障・破損等の弁償の負担が大きすぎるのではないかと。 (3)学校給食費の段階的な無償化(まずは中学3年生)を求める。 5. 教職員の長時間労働・過重負担の解消について (1)習志野市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定で、具体的にどのような取組をしていくのか。	学校教育課 教育総務課 学校教育課 指導課 総合教育センター 学校教育課 学校教育課	80	9
3月4日	18	平川 博文 (都市政策研究会)	5. 前弁護士市長の発言を会議録でみると、「この土地をどうだ、ああだとする、すぐ利権があるんじゃないかと、僕らが言うとうすぐそう言われる。僕の不徳のいたすところでございますけど」と発言してきた。財源確保を理由に売却したのに、安値で売却している。令和2年7月JR津田沼駅前44階建て、タワーマンションが完成した。財源確保を理由に、市有地を売却してきた。71億と56億の入札価格で、56億で習志野市は、「三菱地所レジデンス・三井不動産レジデンシャル・野村不動産」に売却した。759戸の内、特別販売の事業協力者住戸についての存否が再三にわたって不明瞭になっている。なぜ、電話ではなく、文書での回答を事業者から求めないのか。JR津田沼駅前開発のグランドデザインを知りたい。 Q2 JR津田沼駅南口の再開発地域の地権者として、商業施設モリシアを運営する野村不動産、習志野文化ホールを運営する習志野市、緑地帯を保有する国などの土地が存在する。総括質疑では、それぞれの土地面積など土地の位置や形状がわかる公園などをすでに資料として要求している。 ⑦ 保育所・幼稚園・小中学校の通学区	教育総務課	80	10
	19	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	2. 生涯学習政策について (1)文化・スポーツ・芸術の振興、充実について	社会教育課 生涯スポーツ課	60	11

【教育委員会】令和6年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	3	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 小中学校のICT化について (1) ICT化の進捗状況について これまでのICT機器設備の整備の進捗状況について伺う。	小中学校のICT化の推進について、文部科学省では「GIGAスクール構想」を掲げて、全ての子ども達の可能性を引き出し、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指している。本市では、令和2年度に児童生徒1人1台のタブレット端末を購入し、各教室で全てのタブレット端末が同時に接続できるように、無線アクセスポイントを増設するなど、小中学校のネットワーク環境の整備を行った。また、各教室において児童生徒が一斉に一つの画面を注視できるようにするために、大型提示装置、いわゆる大型モニターを整備したところである。これら1人1台のタブレット端末の実現をはじめとするICT環境の整備を行うことにより、児童生徒の反応を踏まえた双方向型の一斉授業や個別指導など、多様な学びを実践している。今後もICT機器の活用により、子どもの資質・能力を伸ばす教育の充実に向けて取り組んでいく。	今後もICT機器の活用により、子どもの資質・能力を伸ばす教育の充実に向けて取り組んでいく。	済
R6/1	3	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問1	無線LANがクラスで一斉に利用できない場合があると聞いているが、どのように対応しているのか。	タブレット端末の接続先である無線LANのアクセスポイントについては、1教室に1つ設置しており、クラスで日常的に活用している。稀に無線LANが利用できないとの報告があった場合は、その原因を調べ、委託業者が現地で設定を調整するなどの対応を行っている。なお、令和6年度は、学校の通信環境全体のネットワークアクセスアセスメントを行う調査の実施を予定している。	令和6年度は、学校の通信環境全体のネットワークアクセスアセスメントを行う調査の実施を予定している。	済
R6/1	3	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問2	無線LANについては、不備のないような通信環境となっているのか。	通信環境の不具合については、数カ月に1回程度と認識している。	-	-
R6/1	3	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問3	授業のICT化のために電子黒板が必要と考えるが、電子黒板の設置状況はどのようになっているか。	まず、電子黒板については、1人1台の端末を導入する以前については、小学校16校のパソコン教室に各2台設置していたが、現状においては、小学校2校に設置している状況である。大型提示装置、いわゆる大型モニターは、児童生徒の興味・関心を高め、理解を深めることや、情報を視覚的に伝えることなど、情報の共有がスムーズにできることがメリットの一つである。本市においては、黒板による板書と大型提示装置によるデジタル情報の提示を組み合わせることで授業を展開することが児童生徒の深い理解に必要不可欠であるという考えのもと、大型提示装置を整備している。	-	-
R6/1	3	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問4	今後、電子黒板を整備していく予定はあるのか。それとも今のまま大型提示装置を使っていく方針なのか。	本市においては、黒板による板書と大型提示装置によるデジタル情報の提示を組み合わせることで授業を展開することが児童生徒の深い理解に必要不可欠であるという考えのもと、大型提示装置を整備していることから、現状においては大型提示装置を整備していく方針である。	-	-
R6/1	3	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問5	機構改革によって、今後の総合教育センターにおけるICT化は、どのように変わるのか。	総合教育センターは、今後の教育の在り方や先進的な考え方の研究を行うシンクタンクの機能を強化するとともに、課所管の位置付けから部所管の教育機関に改正する。このことにより、ICT機器の整備や環境づくりを一層進めていけるものと考えている。	-	-
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)		本答弁	1. 東習志野地区の公共施設の再整備について (1) 実花公民館の機能移転について	実花公民館については、令和5年12月定例会において答弁したように、総合教育センターの再整備に併せて、東習志野図書館、東習志野コミュニティセンターと共に複合化、多機能化を図ることとしている。このことについて、令和6年10月を目途に「習志野市総合教育センター再整備基本構想」を策定する予定であるが、昨年12月に実花公民館サークル連絡協議会の役員会及び定例会にて御説明をした上で、構想策定の基礎資料とすべく、本年1月からは所属する各団体に対し、個別にヒアリングを実施しているところである。現在の東習志野6丁目から、新施設の立地が同4丁目となることから、公民館の機能移転の説明と併せ、各団体が活動する中で、新施設に求める機能、設備、その他要望等について、30分から1時間程度、時間をいただき丁寧に御意見を伺っている。令和6年3月末までにサークル連絡協議会所属団体のヒアリングを完了する予定である。その後、令和6年4月からは、地域住民の御意見を伺うため、町会やまちづくり会議等へ再整備について説明を行い、基本構想策定に向け、意見を聴取していく。	令和6年3月末までにサークル連絡協議会所属団体のヒアリングを完了し、その後、令和6年4月からは、町会やまちづくり会議等へ再整備について説明を行い、基本構想策定に向け、意見を聴取していく。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)		再質問1	登録サークルのヒアリングでは、どのような意見があったのか。	実花公民館の機能移転については、実花公民館 サークル連絡協議会の役員会及び定例会において、各団体の代表者18名に対して説明を行っている。また、所属する団体のうち令和6年2月26日時点で、11団体、71名にヒアリングを実施した。その中で、まず、諸室への主な御意見としては、防音性の向上、壁面への鏡の設置、和室の確保、備品保管庫の整備等の他、調理室の調理台や流しを増設してほしいとの御意見があった。また、建物に必要な機能として、エアコンやトイレの機能向上の他、ロビーへの作品展示場所の整備、分かりやすい施設の案内表示、図書館の閲覧室や学習室の充実、階段の段差対策や、車いす利用者等に配慮したバリアフリー対策などの御意見もあった。また、活動の場所が現在の実花公民館から少し離れるため、駐車場、駐輪場の十分な確保や、インターネットを活用した予約方法への変更、周辺の道路が狭いため安全面が心配である、遊具や半屋外スペースの設置など児童向けの設備や環境の充実、若い世代や子どもが気軽に利用できるような魅力ある施設にしてほしい、カフェを設置してほしいといった御意見もいただいている。基本構想の策定にあたっては、各団体からの意見や要望、課題等を踏まえ、より良い施設となるよう検討していく。	基本構想の策定にあたり、各団体からの意見や要望、課題等を踏まえ、より良い施設となるよう検討していく。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(1)		要望	現時点の意見を聞く限りでは、活動場所が遠くなることよりも、設備の充実、機能の充実を望む声が多いように思う。住民への意見聴取の結果も踏まえ、より利用者の実情に沿った基本構想の策定を進めていただきたい。PTAを中心とした保護者への聞き取りも進めていただきたい。	-	各団体からの意見や要望、課題等を踏まえ、より良い施設となるよう検討していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(2)		本答弁	1. 東習志野地区の公共施設の再整備について (2) 歴史資料展示室の構想について	歴史資料展示室については、総合教育センター再整備における複合化にあたり、実花公民館の跡施設への整備を検討している。現時点においては、展示スペースや収蔵庫に加え、地域の方が利用できる、研修室の機能を有したスペースを確保したいと考えているが、詳細については、今後、総合教育センター再整備基本構想や再整備基本計画を策定する中で、決定していく。	総合教育センター再整備基本構想や再整備基本計画を策定する中で検討し、決定していく。	未
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(2)		再質問1	現在の史料の保管状況について伺う。	史料には、埋蔵文化財発掘調査による出土品をはじめ、古文書、文献資料、写真等がある。このうち、出土品の多くは埋蔵文化財調査室に、その他の資料は、市庁舎5階の市史編さん室にて保管している。また、文献資料の一部と民具については、第三中学校と第七中学校及び旧プラネタリウム館に保管している。	-	-
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(2)		要望	大小さまざまなアイテムが分散して保管されているので、今後は目録を整備していく必要があると思う。それについても検討していただきたい。	-	保管物の整理とともに目録の整理も進めていく。	未
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(2)		再質問2	学芸員の現状の配置状況について伺う。	生涯学習部社会教育課においては、学芸員の資格を有する職員1名を、文化財及び史料の調査、収集、管理などを担当する文化財係に配置している。	-	-
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(2)		要望	今後、歴史資料展示室を開設するにも学芸員は必要と考える。段階的な学芸員の増員を望む。	-	人事ヒアリングで要望していく。	未
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(2)		再質問3	歴史資料展示室整備にあたり、ハード面においては、現在の実花公民館と同様に実花小学校と同じ敷地内での設置となることから、防犯管理についてどのように考えているのか。現状と今後の取り組みについて伺う。	現在の実花公民館は、実花小学校の敷地内にあり、公民館を利用するサークルや団体等その他、学校関係者、体育館やグラウンドを利用する体育施設利用者等が敷地内を自由に移動できる状態となっている。駐車場や駐輪場が公民館側に隣接しており、公民館の利用者だけでなく、学校関係者等も利用することから、公民館側の門を日中は常に開放している状態であり、歴史資料展示室が整備された後も同様の状況となることが想定される。今後は、防犯面において一定の効果が得られる防犯カメラの設置を検討する他、他市の事例等を参考に、施設利用者の安全性を確保するために有効な手段を検討していく。	防犯面において一定の効果が得られる防犯カメラの設置を検討する他、他市の事例等を参考に、施設利用者の安全性を確保するために有効な手段を検討していく。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(2)		要望	展示室の設置や今後予定されている実花小学校の改修工事と合わせ、学校にいる児童の安全性の確保も望む。	-	安全性を確保するために有効な手段を研究していく。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(2)		再質問4	習志野市の市史編さんの現状と今後の取り組み計画について伺う。	習志野市史については、平成7年に「習志野市史 通史編」を刊行し、その他に、全3巻の「史料編」と「別編 民俗」を刊行している。また、平成16年には、市民が手軽に本市の歴史を学べる入門書として、「新版 習志野 ーその今と昔」を刊行している。この「新版 習志野 ーその今と昔」の刊行から約20年が経過し、その間に、本市で初めて、弥生時代の出土品が発見されたことや新たな史実が明らかになったことから、令和6年度より「新版 習志野 ーその今と昔 令和版」の作成に着手していく。なお、作成にあたっては、市民に一層、本市の歴史に興味を持っていただけるよう、より読み易い編集を目指していく。	歴史に興味のない人にも読んでもらえる市史、市民が読みやすく時代に合った市史を目指していく。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1	(2)		要望	市史の編さん、刊行には費用や時間に加え、人員も必要。今後はその点も踏まえた人員整理も必要であり、それが市史編さんを加速させるものとする。他市の状況を参考にしながら進めてほしい。	-	令和6年4月から会計年度任用職員1名を雇用する。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 特別支援教育について (1) 小学校入学に向けた支援について 「特別な支援を希望される方向けの小学校入学説明会」の内容や今後の計画について伺う	本市では、小学校入学に向けた支援の一つとして「特別な支援を希望する方向けの小学校入学説明会」を開催している。この説明会では、就学にあたり、発達障がいがある、もしくは、集団行動等に不安があるなどの理由により、小学校入学後に特別な支援を希望する保護者等を対象に、適正な学びの場の選択に向けた情報を提供しているものである。説明会は、今年度から全体会と分科会の2部構成で実施しており、全体会においては、小学校で特別な支援を受けるための手続きや、お子さんの状況に応じた学びの場についてなど、保護者から寄せられている質問や疑問を中心に内容を構成し、イメージしやすいよう、スライド等を用いてお伝えしている。分科会においては、県立特別支援学校や、小学校の特別支援学級、通級指導教室等に分かれ、指導内容を細かく説明し、保護者の不安軽減のため、質疑応答の時間も設けている。令和6年度の計画としては、5歳児を対象とした説明会を4月中旬と7月上旬の2回実施することとし、平日は都合が悪い御家庭でも参加しやすいように平日の昼間だけでなく、土曜日や夜間での開催を予定している。なお、4歳児を対象とした説明会を1月に予定し、直接申し込みを受け付け、参加できるようにしている。今後も、特別な支援を希望される方が就学前に必要な情報をもった上で、小学校での適正な学びの場を選択できるよう、積極的な情報発信に努めていく。	今後も、特別な支援を希望される方が就学前に必要な情報をもった上で、小学校での適正な学びの場を選択できるよう、積極的な情報発信に努めていく。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問2	適切な学びの場の選択には教育支援委員会での審議が必要であるとのことだが、教育支援委員会の組織と役割について伺う。	まず組織は、教育委員会の委嘱により、医師、学識経験者、教育職員及び関係行政機関の職員で構成している。次に役割は、教育支援の必要な幼児・児童及び生徒に対して、適切な就学を行うため、教育支援に関する調査を行い、障がいのある幼児・児童及び生徒の就学先決定にあたり、障がいの状態、教育上必要な支援内容、地域における教育体制の整備状況、本人、保護者の意見、連携機関の意見などを総合的に判断する。なお、本年度は7回開催しているが、審議件数の増加に伴い次年度は8回の開催を見込んでいる。	-	-

【教育委員会】令和6年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	3	(1)		本答弁	3. 学校体育館のエアコン設置について (1) 今後の予定について	国は、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の中で、小中学校体育館のエアコン設置率を令和17年度までに95％とする中長期の目標を設定している。このことを踏まえ、本市では、体育館へのエアコン設置については、特別教室へのエアコン設置後に検討することとしていた。一方、ここ数年の気候変動による夏の暑さは年々厳しさを増しており、体育館で学習活動をする際には、児童・生徒の熱中症対策の一つとしてエアコンの設置の必要性も高まっている。そこで、教育委員会としては、令和6年度当初予算編成にあたり、第2次学校施設再生計画に見直しとして、早期に学校体育館へのエアコン設置を目指す方向で、取り組むこととした。あわせて、大きな課題である財源的な検討が必要なことから、市長事務部局と様々な検討を重ねてきたところである。このような、予算編成過程の中で学校体育館は避難所として指定されており、国においても、国土強靱化の取り組みの一つとして体育館へのエアコン設置を推進している点も踏まえて、本定例会において小・中学校及び習志野高等学校の体育館にエアコンを設置するための設計費として、令和6年度一般会計当初予算案の中で、1億601万8千円の提案がなされているものである。今後、予算案の審議、可決をされたならば、令和6年度中に、エアコンを設置するための設計を行い、令和7年度末までに、設置を目指し進めていきたいと考えている。	令和6年度中にエアコンを設置するための設計を行い、令和7年度末までに設置を目指し進めていく。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	3	(1)		再質問1	学校体育館のエアコン設置にかかる予算について小・中・高それぞれいくらかかるのか伺う。	提案している令和6年度予算の学校体育館空調設置にかかる設計費については、各校の体育館の規模に応じて積算している。小・中・高等学校費別の内訳は、小学校分が16校で5千55万6千円、中学校分が7校で4千326万3千円、高等学校分が1千219万9千円である。	-	-
R6/1	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	3	(1)		再質問3	体育館に導入するエアコンは、ガスエアコンか電気エアコンどちらを検討しているか、またそれぞれのメリットについて伺う。	電気エアコンはイニシャルコストの方が安価である一方、ガスエアコンはランニングコストの方が安価である。現時点においては、ガスエアコンを導入することを想定しているが、最終的には令和6年度に設計を行う中で、各種エアコンのコストや機能を勘案し、最も適当な整備方法を検討していく。	各種エアコンのコストや機能を勘案し、最も適当な整備方法を検討していく。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	3	(1)		再質問4	今後、学校体育館にエアコンを設置するにあたり課題はあるか。	現時点においては、エアコンの設置工事期間中における学校教育活動の制限や体育館を使用している一般団体の活動の制限を想定している。	-	-
R6/1	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	3	(1)		再質問5	今回の学校体育館のエアコン設計には、断熱工事も含められているのか。	今定例会に提案している、小・中・高等学校の体育館にエアコンを設置するための設計における断熱工事は、既に建替え、建替え施工中の学校体育館には、断熱工事が施工してあることや個々の体育館の立地条件等も異なることから、設計費に全ての学校分として含んではない。今後、予算案の審議・可決がされたならば、設計を進める中で、断熱工事の必要な体育館には断熱工事の内容を含め検討していく。	設計を進める中で、断熱工事について検討していく。	済
R6/1	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	3	(1)		再質問6	近隣市の学校体育館へのエアコンの設置状況について。	葛南教育事務所管内の船橋市、八千代市、市川市、浦安市における令和6年2月現在の学校体育館へのエアコンの設置状況としては、浦安市は、全小中学校26校に設置を完了し、市川市は全54校のうち、小学校10校と小中一貫校の義務教育学校1校に設置を完了していると伺っている。また、船橋市及び八千代市は未設置の状況である。なお、船橋市では、全中学校26校及び市立船橋高等学校については令和6年度の夏までに設置完了させ、全小学校55校については、令和7年度末までに設置を予定していると伺っている。	-	-
R6/1	4	金井 宏志	公明党	都市環境部	道路管理課	道路行政 について	4	(1)		本答弁	4. 屋敷地区の地域問題について (1) 屋敷小学校沿いの歩道の安全対策について 屋敷小学校北側の歩道と学校敷地に段差が生じているが、その安全対策について伺う	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R6/1	4	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	4	(1)		再質問1	現在、屋敷小学校の長寿命化改修工事で使用している、仮設の工事車両の通路を、今後、緊急車両の通路として活用できないか。	現在、屋敷小学校の長寿命化改修工事の工事車両用出入り口として利用している仮設通路は、当初施工上の計画においては、工事完了後に原状復旧する予定となっていた。一方で、屋敷小学校においては、既存の北口正門及び南口通用門から緊急車両等がグラウンドに入ることができない課題があり、検討してきたところである。そこで、現在、この改修工事において、工事車両用出入り口として利用している仮設通路を工事完了後も緊急車両用通路として活用可能となるよう検討しているところである。	仮設通路を工事完了後も緊急車両用通路として活用可能となるよう検討する。	済
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	総務部 都市環境部 教育委員会 企業局	危機管理課 道路管理課 教育総務課 下水道課	防災対策 について	2	(2)	①	本答弁	2. 水辺とともにある豊かな街について (2) 防災及び気候変動対策（適応策） ①埋立て地域における液状化対策の取組状況 東日本大震災での被災状況を踏まえて、液状化対策の取組状況、特に、避難所となる公共施設（学校等）における取組状況について伺う。	【市長答弁】 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本市は震度5強を観測し、液状化による家屋被害やライフラインへの被害が発生した。特に、埋め立て地域である国道14号以南を中心に、液状化による甚大な被害をうけ、家屋被害については、全壊9棟、大規模半壊176棟、半壊540棟、一部破損4千563棟であった。下水道施設については、排水不良が生じたエリアが約500ヘクタールにわたり、損傷が生じた施設は汚水管、雨水管を合わせると約3.6キロメートルに上っている。また、道路については、172路線において陥没や隆起などの損壊が確認され復旧工事を行った延長は、約25キロメートルとなっている。市立小中学校においては、体育館で卒業式を実施できたことなど、教育活動に大きな影響を与える被害はなかった。また、校舎、体育館ともに、基礎杭が支持地盤まで入っており、特別な対策は講じていない状況である。次に、液状化対策への取組としては、平成24年度から25年度にかけて、「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」の検討を実施した。その後、東日本大震災復興交付金を活用して、市街地液状化対策の事業化を目指したが、個人の費用負担が大きいことなどが影響し、市民からの申出はなく、事業化には至らなかった。市内の市立小、中学校と公立高等学校等は、地域防災計画において、第一避難所として指定しているが、体育館や校舎等の被災状況により、避難所として使用することが危険と判断される場合には、補助避難所として指定する保育所、幼稚園、こども園及び公民館等の公共施設の安全を確認し開設するなど、被災者の受入れを実施していく。また、避難所となる体育館等の出入り口にある既存のスロープが液状化により段差が生じ、使用できなくなった場合の対策として、仮設スロープをもって対応できるよう各学校に整備しているところである。	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(2)	②	本答弁	2. 水辺とともにある豊かな街について (2) 防災及び気候変動対策（適応策） ② 猛暑における教育活動のあり方 熱中症警戒アラートが出て外出を控えるような環境において、移動図書館の中止、学校におけるプール授業のあり方等、教育活動のあり方の見直しに関する考え方について伺う。	ここ数年の気候変動による夏の暑さは年々厳しさを増しており、学校における教育活動に際しては、屋外、屋内ともに熱中症対策を徹底し、児童生徒の安全に十分な配慮をしている。具体的には、水分や適切な塩分補給を行い、こまめに休憩をとるなど児童生徒の健康管理に配慮しながら活動を行っている。また、暑さ指数WBGTの値を定期的に測定し、その数値を参照しながら活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応している。令和6年度においても、厳しい暑さが想定されることから、これまでの熱中症対策に加え、次の2点の対応をする。1点目は、鹿野山セカンドスクールについて、校長会と協議・調整し、7月から9月までの宿泊学習を予定しない計画を立案した。2点目は、習志野市小中学校体育連盟と協議・連携し、中学校総合体育大会の大会会期を1学期終業式までに終了するとともに室内競技は、原則、空調設備のある施設を会場とする計画としたところである。次に、水泳学習の実施については、児童生徒の健康管理に留意するとともに気象状況や暑さ指数を参照して実施の可否を判断し、安全への配慮の上実施していく。また、移動図書館については、図書館を市民により身近に感じてもらうために運行している。図書を借りたい、返却したい方にとっては、自宅から近い場所で利用することができ、移動に係る負担を軽減することができると考えている。利用者の利便性を維持するため、移動図書館の利用の有無を選択できるよう、定期的な巡回を行っていくが、猛暑時の運行については、利用者の意見にも耳を傾けながら検討していく。	引き続き、屋外、屋内ともに熱中症対策を徹底し、児童生徒の安全に十分な配慮をしている。また、移動図書館については、利用の有無を選択できるよう、定期的な巡回を行っていくが、猛暑時の運行については、利用者の意見にも耳を傾けながら検討していく。	済
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	生涯学習部	中央図書館	生涯学習 について	2	(2)	②	再質問1	移動図書館の中止の基準について伺う。	移動図書館は原則として、雨などにより、資料つまり図書の適切な管理が不可能と判断した場合は巡回を中止している。巡回を中止した場合はX（旧ツイッター）で中止のお知らせをするとともに、巡回先の小学校やこども園等には電話でお知らせしている。なお、移動図書館の巡回を中止する場合の基準について、現在のホームページ上では非常にわかりづらいところもあるため、他市も参考にしながら改善に努めていきたいと考えている。	ホームページに掲載している案内文を修正する。	済
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	生涯学習部	中央図書館	生涯学習 について	2	(2)	②	要望	中止の基準をホームページで明解に示していただきたい。	-	ホームページに掲載している案内文を修正する。	済
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(2)	②	再質問2	水泳授業について、学校にプールを整備する場合と、民間施設に委託する場合のコスト比較について伺う。	学校プールの整備については、令和5年3月の第2次学校施設再生計画の中間見直しにおいて、学校施設の建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際に、設計時に民間プール施設の活用を含めてプールの整備の要否、内容を判断することとしている。質問のプール整備の場合と民間プール施設のコスト比較については、40年間をひとつの目安として試算している。まず、プール整備の場合は、地上プールを再建設した場合の建設費を算出し、これに維持管理経費を加えて、40年間でおよそ2億1千350万円と試算している。一方、民間プール施設に委託した場合は、バス送迎費を含んだ委託料として、40年間でおよそ1億9千60万円と試算している。	-	-
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(2)	②	要望	コスト面、維持管理面、働き方の面、猛暑の影響を加味し、小学校は民間にプール授業を委託する、中学校はプール授業を全廃することなどいいと思う。プール授業の在り方について、数年で議論し、明確な方針を出して、これからの学校の改修や建替えにおいて基盤となる方針を作っていただきたい。	-	水泳授業の在り方と学校施設整備の両面から今後の方針を検討する。	済
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(2)	②	再質問3	水泳学習の実施状況について伺う。	今年度については、小学校では、全ての学年合わせて408回の予定に対し、367回、90%の実施であった。中学校では同様に、331回の予定に対し、294回、88.8%の実施であった。実施できなかった要因のうち熱中症警戒アラート等の猛暑が原因となったものについては、小学校の中止全41回のうち21回、中学校の中止全37回のうち22回であった。猛暑以外の中止理由については、雨天等の天候不良などによるものである。	-	-
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(2)	②	要望	プール授業の在り方について、小学校は外部委託する、中学校は廃止する等、猛暑等の状況を踏まえて検討し、基盤となる方針を示していただきたい。	-	引き続き、国、県の動向を注視し、検討していく。	済
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	3	(1)	①	本答弁	3. 子どもにやさしい街について (1) 「隠れ教育費」の削減 ① 憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現を目指して、保護者負担を減らす取組の進捗 教育委員会での協議内容、協議を踏まえた実施の方向性と課題、来年度予算における予算措置の検討状況について伺う。	これまで本市では、教育費にかかる保護者の負担軽減に向けた検討を進めてきた。この検討結果等について教育委員会会議に報告し、1点目、学校ごとに異なる副教材を使用する整合性や金額差が生じている理由、2点目、教員が資料を作成し、毎年見直しながら共通の教材として使用する工夫をすること、3点目、AI型デジタルドリルで代替すること、4点目、共用品の選定について、学校裁量ではなく教育委員会が主導すべきではないか、などの議論をしたところである。これらを課題として保護者負担軽減の方針を定めたところである。方針は大きく次の4点で、第1に、教育費に係る保護者負担の軽減に向け、児童生徒が学校教育を受けるために、保護者が支出している費用及び個人購入してきた物品について整理を行い、学校間の保護者負担差を縮小するよう努めること。第2に、各学校において円滑な会計処理が実施できるよう、現状に合わせて「学校徴収金マニュアル」の見直し整備を進めること。第3に、教材・教具及び学校行事にかかる費用について保護者負担を鑑みつつ、教育効果を期待できるものを選定するよう指導すること。また、校外学習や修学旅行などの費用について、保護者負担の軽減を図るよう助言・指導をすること。第4に、PTA等からの寄附などの支援についてはその必要性や保護者負担とする妥当性などを検証し、助言・指導を行うことである。今後の取組みとしては、まず直接的に保護者の負担軽減に向け必要となる費用について、本定例会に予算提案がなされており、可決したならば教育委員会と各学校で連携し、共用品として整備すべく対応していく。	直接的に保護者の負担軽減に向け必要となる費用について、本定例会における予算可決後、教育委員会と各学校で連携し、共用品として整備すべく、引き続き対応していく。	済

【教育委員会】令和6年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)	①	再質問1	令和6年度予算措置の具体的な内容（金額、内容、学校数）について伺う。	令和6年度当初予算案として今定例会に提案している保護者負担を減らす取組として、まずは、学校に従前から配当されている予算の中で可能な限り負担軽減につながる物品等を購入するように各校に指示をしているところである。今回、それに加えて小・中学校運営費として、1校あたり5万円の23校分で115万円を計上している。これは、現在、各保護者が購入している学用品、学習教材のうち、共用が可能なものについて、公費で購入することで、保護者の経済的負担を軽減するというものである。さらに、中学校については、受験等進路に係る費用を加え、7校分で255万3千円を計上している。この7校分については、中学校3年生が進路について、担任と生徒が進路関係の書類をやり取りする際に使用するファイルをはじめ、受験情報誌等を購入する費用や千葉県公立高等学校入学者選抜の出願時において、学習成績一覧表等を各高校に提出するために必要な物品の購入費あるいは資料作成等に係る経費などを、今後については公費で負担しようとするものである。なお、予算については、購入希望物品等を各学校から予め教育委員会に報告を求め、その妥当性を確認してから執行可能とする予定である。	予算については、購入希望物品等を各学校から予め教育委員会に報告を求め、その妥当性を確認してから執行可能とする予定である。	済
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問2	保護者負担軽減策について、どのように検証を行い、令和7年度予算編成につなげていくのか伺う。	教育長答弁にあったように、まずは、直接的に保護者負担軽減に向け各学校と連携をし、共用品として整備すべく対応していく。令和6年度には各学校に対しこれまで学用品・学習教材以外の保護者が支出している費用も含め精査を求めるとともに、令和6年度の予算執行の中で保護者負担軽減状況について、検証を進めていく。具体的には、これまで教育委員会では、各学校における保護者が負担している費用について可視化を図り、客観的に検証するため「副読本・ワーク等購入一覧」や「校外学習の各学校の行き先と費用のまとめ」を校長会とおし各学校へ情報提供し、内容の精選や費用の軽減の検討依頼をしている。そこで令和6年4月以降については、予算執行にあわせ各学校の実際の縮減額や状況を把握するため実態調査を行い、その内容について検証を行う。その後、教育委員会会議及び校長会へその検証結果の報告を行うとともに、好事例については、各学校へ紹介することで随時、負担軽減に向けて各校の取組みの改善を促していきたいと考えている。これらの取組みや結果を受けて、各学校から、必要な共用品などに関する要望が出た場合には、公費で負担する妥当性について、精査・検証を行い、引き続き、保護者の経済的負担軽減に向け取り組んでいきたいと考えている。	予算執行にあわせ各学校の実際の縮減額や状況を把握するため実態調査を行い、その内容について検証を行う。その後、教育委員会会議及び校長会へその検証結果の報告を行うとともに、好事例については、各学校へ紹介することで随時、負担軽減に向けて各校の取組みの改善を促していきたいと考えている。これらの取組みや結果を受けて、各学校から、必要な共用品などに関する要望が出た場合には、公費で負担する妥当性について、精査・検証を行い、引き続き、保護者の経済的負担軽減に向け取り組んでいきたいと考えている。	済
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	今後、国からの臨時交付金等があった場合、教育委員会として活用の可能性については検討していただきたい。	-	地方創生臨時交付金やその他の補助金など国や県からの財政支援について、これらの施策に充てられる場合には、協議していく。	未
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	本答弁	3.子どもにやさしい街について (2)小中学校の適正規模・適正配置 ①児童数が大きく減少する見込みの小中学校への具体的な対応 「令和5年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」に関し、児童数が大きく減少する小学校への具体的な対応、特に、新たな人口を呼び込む施策、学校施設の複合化・多機能化・共用化、通学区域の弾力化について伺う。	本市では令和2年度に「習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定した。本方針では、児童生徒数が大きく減少し、適正規模に満たない学校においても、地域コミュニティの核としての学校の役割は大きいと、可能な限り維持していくこととしている。しかしながら、6年後の学級数 推計値で、全ての学年が単学級となるなど、学習及び学校運営上の課題が想定された場合には、学校、行政、保護者、地域等の代表で、今後のまちづくりの中に学校をどのように位置付けていくのか検討する会議を設置することとしている。現状においては、令和5年12月に作成した「令和5年度版 小・中学校 児童・生徒数及び学級数推計」において、学級数が11学級以下の小規模校はないが、今後、推計上、小規模校が複数校生じてくる状況である。そこで、小規模校になる可能性がある袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校、秋津小学校、香澄小学校について市内全域から選択できる小規模特認校に認定している。認定したこの4校においては、令和5年5月1日現在、合計30人の児童がこの4校の学区外から通学をしている。また、学校施設の複合化・多機能化・共用化については、学校は地域コミュニティの核としての役割を担っていることから学校、家庭、地域の理解が得られ、かつ教育効果のある、児童生徒や地域住民に多様な学習環境を創出するなどの施設利用の方策について研究を深めていく。	学校施設の複合化・多機能化・共用化については、学校は地域コミュニティの核としての役割を担っていることから学校、家庭、地域の理解が得られ、かつ教育効果のある、児童生徒や地域住民に多様な学習環境を創出するなどの施設利用の方策について、引き続き、研究を深めていく。	済
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	再質問1	これまでの「小規模特認校」の児童数増加に関する工夫について伺う。	小規模特認校は小規模校ならではの、きめ細やかな教育活動を行っており、個に応じた指導が充実している。これまで児童数増加につながるよう学校の特色を広めるために、保護者向け学校説明会、学校見学会の開催、児童募集ポスターの掲示などに取り組んでいる。今後については、コンパクトな市域であり近隣学校との距離が近いという利点を生かし学校間交流や協働学習を活発に行うことで共に運動し、学習発表する機会を設け、地域とのつながりの中で、多人数で切磋琢磨し、互いを高め合うことができるよう検討していく。また、小規模校となる可能性のある小学校とそれぞれの地域の中学校と連携し、学びの充実を図れるよう教育課程・教育活動の研究をしていく。そして、各小学校の魅力や特色を生かしつつ地域全体で連携・協力して習志野市ならではの、特色ある教育を推進していく。	引き続き、各小学校の魅力や特色を生かしつつ地域全体で連携・協力して習志野市ならではの、特色ある教育を推進していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	5	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)	①	再質問2	「適正規模・適正配置に関する基本方針」にある「新たな人口を呼び込むこと」について伺う。	令和2年度に策定した「習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」においては、児童・生徒数が大きく減少する学校について、学校運営上の課題が想定される場合、『教育活動の質を維持するために、新たな人口を呼び込むことにより一定の児童生徒数を確保する対応を検討する』こととしている。これは、教育長答弁にもあったように、学校、行政、保護者、地域等の代表を構成員とする会議を設置した場合において施設や敷地の有効活用によって新たな人口を呼び込むことができるような「魅力ある学校づくり」を検討していくこととしているものである。教育委員会としては、学校は地域コミュニティーの核としての役割を担っているという観点から、学校間交流や協働学習を活発に行い、学びの充実を図れるよう教育課程・教育活動の研究をしていきたいと考えている。	引き続き、学校間交流や協働学習を活発に行い、学びの充実を図れるよう教育課程・教育活動の研究をしていく。	済
R6/1	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 教育委員会事務局について (1) 機構改革の目的について伺う 機構改革の趣旨、期待される効果について伺う。	近年、社会情勢が大きく変化する中で、教育を取り巻く環境も変化が著しく、学校や教育委員会への要望、それらへの対応が多様化し、即時即応、適切な対応が求められている。このような中で、限られた職員の効率的な配置を行い、職員の能力を十分に発揮し、対応することを目的に、令和6年4月1日付けで、教育委員会事務局の機構改革を実施することとした。具体的な機構改革について、はじめに、学校教育部においては次の2点である。1点目として、児童生徒の安全・安心な学びと運動技能・体力の向上、健康を守ることや安全対策により一層取り組んでいくため、青少年センター機能を統合した保健体育安全課を新設する。2点目として、教育を取り巻く環境が大きく変わる中、教育に係る情報を収集し、分析を行い、そして、今後の教育の在り方や先進的な考え方の研究を行うシンクタンク機能を強化するため、総合教育センターを指導課所管の出先機関から、課と同等の部所属の機関として位置付けることとする。次に、生涯学習部においては、現場でのアイデアや市民の声を生かし、より主体的かつ効果的に公民館、図書館行政を推進し、知的好奇心を探求する学習の場や生き抜く力を養う場を提供していくため、中央公民館・中央図書館を社会教育課所管の出先機関から、課と同等の部所管の機関として位置付けることとする。こうした機構改革の実施により、職員の能力を十分に発揮するとともに、市民や児童生徒、保護者のニーズ、時代の変化に迅速かつ柔軟に対応し、将来の課題を的確にとらえた施策の実現に向け、期待した効果が得られるものと考えている。	令和6年4月1日付けで、教育委員会事務局の機構改革を実施する。	済
R6/1	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 教育委員会事務局について (2) 不登校対策の所管と今後の事業展開について伺う 機構改革によって所管が変わるのか、不登校の推移など実態の把握と支援の実情について伺う。	はじめに不登校対策は、これまでどおり学校教育部の指導課が所管となり、児童生徒の状況に応じて、総合教育センターや関係機関と連携して対応していく。次に、本市における不登校対策の現状は、令和4年度の不登校児童生徒数は、小学生が149名、中学生が221名、令和5年度については、本年1月末現在で、小学生が183名、中学生が244名と増加傾向にある。この数は全国的な傾向と同様であり、本市においても喫緊の課題として取り組んでいる。不登校の主な理由としては、人間関係の不安などの情緒的混乱や無気力といった状況が報告されている。不登校児童生徒への対応として、学校では、教育相談部会や生徒指導部会において、管理職、養護教諭、生徒指導主任、スクールカウンセラー、教育相談員などと情報共有を図り、児童生徒個々の要因の分析や支援方法について検討し組織的に対応している。教育委員会では、学校や教室で過ごすことが難しい児童生徒に対し、教育相談員の配置を進めて学校における心の居場所づくりに努めている。また、引きこもり傾向のある児童生徒に対し県が派遣する訪問相談担当教員やスクールソーシャルワーカー、並びに市の訪問相談員の積極的な活用を学校に助言し、本人だけでなく、家庭を支えるための支援を図っているところである。その他、学校外における学びの場として、「適応指導教室フレンドあいあい」を開設しており、今年度は、新たな取り組みとして、市内の公民館などを会場として不登校児童生徒の保護者の個別相談も行ってきた。最後に今後の対策としては、引き続きこれらの対策を進めるとともに、教育相談員の増員や「学びの多様化学校」いわゆる不登校特例校の令和7年度設置を目指し検討を進めているところである。教育委員会としては、不登校児童生徒自らが自身の進路を主体的にとらえ、将来において社会的自立が図られることを目指して、支援体制を整えていく。	国、県の動向を注視しつつ、不登校児童生徒自らが自身の進路を主体的にとらえ、将来において社会的自立が図られることを目指して、引き続き支援体制を整えていく。	済
R6/1	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問1	不登校の児童生徒への対応について、教員にどのような研修を実施しているか伺う。	今年度、教育委員会では、小中学校の生徒指導主任、長欠対策主任、教育相談員など学校で不登校対応の中心となる職員を対象に、不登校児童生徒の理解や対応の向上を目的とし、千葉県子どもと親のサポートセンターの職員を招き、「学校に足が向かない児童生徒・家庭への対応について」をテーマに講演会を実施した。また、中学校の生徒指導主任会議を毎月開催し、各学校と不登校等の現状について、具体的な事例をとおして、対応方法についての協議及び情報共有を行った。また、学校では、スクールカウンセラーや心理発達相談員等を講師とし、不登校傾向の児童生徒の心理的側面や環境的要因などについて、各校の実態に応じて、研修に取り組んでいる。不登校については、その背景や理由、状態等が多岐に渡ることから、教育委員会としても新たな知見や事例を研修や会議等を通じて学校に引き続き周知していく。	新たな知見や事例を研修や会議等を通じて、必要な情報を学校に引き続き周知していく。	済
R6/1	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問2	不登校児童生徒の家庭や保護者に対しては、どのような助言や支援を行っているのか伺う。	不登校が続いている児童生徒の家庭に対する支援や助言において大切なことは、本人と家庭が学校や社会とつながり続けるということである。総合教育センターにおいては来所相談、電話相談、訪問相談等、保護者や児童生徒の心情や状態に応じ、相談しやすいよう、多様な相談窓口を設けている。家庭や保護者に対する助言や支援としては、教育長答弁にあったように、新たな取り組みとして、今年度は公民館等で保護者同士の交流会や個別相談を年間5回実施した。参加した保護者からは身近な場所だったので相談に行きやすかった、交流の時間があって良かった、次の機会にも参加したいなど好評を得ている。来年度は、この取り組みが、相談やつながりを求める家庭に確実に届くよう、周知方法を工夫して、引き続き実施していく。さらに、小・中学生の保護者と市立小・中学校の教職員を対象とした子どもに対するコミュニケーションスキルや子どもの心情等の理解に関するセミナーを実施し、保護者支援を充実させていく。	来年度は、この取り組みが、相談やつながりを求める家庭に確実に届くよう、周知方法を工夫して、引き続き実施していく。さらに、小・中学生の保護者と市立小・中学校の教職員を対象とした子どもに対するコミュニケーションスキルや子どもの心情等の理解に関するセミナーを実施し、保護者支援を充実させていく。	済

【教育委員会】令和6年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(2)		再質問3	不登校児童生徒への対応として、睡眠教育が効果的であると考えるが、このことに対する見解を伺う。	本市の小中学校では「早寝・早起き・朝ごはん」をスローガンに、健康教育の一環として、睡眠時間と心身の健康との関係について、学んでいる。不登校の問題と睡眠との関連関係については、不登校の要因の多くが、不安・無気力などであることから、十分な睡眠時間を確保するなどの、規則正しい生活習慣を身に付けることは不登校の解消、軽減及び予防に資するものと考えている。教育委員会としては、睡眠に関する知識を学び、その知識を生活リズムの改善に生かすことに関して、児童生徒の発達の段階に応じ、繰り返し指導することが大切であると認識している。このことから、貴重な提案として受け止め児童生徒の実態を把握するとともに睡眠教育を教育課程に取り入れている先進事例の調査・研究を進めている。	引き続き、先進事例の調査・研究を進めていく。	済
R6/1	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(2)		要望	眠育の実施を要望する。	-	本市の小中学校では「早寝・早起き・朝ごはん」をスローガンに、健康教育の一環として、睡眠時間と心身の健康との関係について、学んでいる。引き続き、先進事例の調査・研究を進めていく。	済
R6/1	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(2)		再質問4	習志野市における今後の不登校対策について、教育長の見解を伺う。	【教育長答弁】 指摘があったように、ここ数年の不登校児童生徒数は急激な増加を見ている。このことは本市においても同様の状況で、大変憂慮すべき問題であり、私自身本市の現状について危機感をもっている。そこで教育委員会としては、不登校対策の新たな取り組みが必要であり、特に小学校への対策に注力することで、中学校の不登校数についても軽減できるものと考えている。そのためにも県教育委員会と連携して、不登校児童生徒個々の状況に対応できる、「学びの多様化学校」を市内に設置し、安定した学校という場所で、個々の状況に応じた学びを提供できる体制を整えることが必要であると考えている。このことは令和7年度には実現できるよう、準備を進めていきたいと考えている。なお、次年度については、不登校対策を所管する学校教育部指導課において、具体的な対応に注力できる人的体制を整え、取り組みの強化を図っていく。引き続き本市の全ての児童生徒が、それぞれに適した場所で学ぶことができるよう、また、そのことを支援できるよう強い決意をもって取り組んでいく。	県教育委員会と連携し、新たな取組の準備を進め、引き続き本市の全ての児童生徒が、それぞれに適した場所で学ぶことができるよう、また、支援できるよう取り組んでいく。	済
R6/1	7	田中 慶子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(3)		本答弁	2. 教育委員会事務局について (3) 市立小中高等学校における健康診断はどのように実施されているか伺う	学校における健康診断は、学校教育の円滑な実施とその効果の確保に資することを目的とし、子どもの健康の保持増進を図るために実施しているものである。本市における健康診断の実施状況は、脱衣が必要となる場合の内科検診においては、学校医と相談の上、男女別に行い、検診時には児童生徒の身体が周囲から見えにくいよう囲いやカーテン等を使用している。また、正確な検査・診察に支障がない範囲で、体操服や下着を身に着けるなど、児童生徒のプライバシーや心情に配慮するよう取り組んでいるところである。このような中、令和6年1月22日付で文部科学省から「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」の通知が出された。本市においては、男子の内科検診において、上半身は全て何も身に着けず、検診を実施しているケースや個別の検査・診察スペースを設けていないケースなど、この通知内容に対応できていない学校もあり、課題があるものと捉えている。このことから、改めて、着衣を原則とするとともに、正確な検査・診察に支障がない範囲で、触診や聴診器を当てるといった診察方法など、健康診断実施にかかる環境整備について各学校及び保護者へ周知したところである。今後についても、児童生徒のプライバシー等に配慮しながら健康診断の目的・役割を果たすよう取り組んでいく。	引き続き、児童生徒のプライバシー等に配慮しながら健康診断の目的・役割を果たすよう取り組んでいく。	済
R6/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)			2. 教育について (1) 部活動地域移行について 今年度の取り組みと次年度の展望について伺う。	今年度の実施にあたり、本市においては、各中学校に地域移行実施の意向について確認を行い、希望のあった第一中学校女子バスケットボール部、第二中学校陸上競技部、第七中学校男子バレーボール部の3校、3つの部活動を市の研究指定事業として実施した。指導者については、各競技団体等が公認している指導者認定講習を受講し、資格を有する者を「地域部活動指導員」として、各学校に配置しているところである。今年度の成果としては、指導員から専門的な指導を受けたことにより、生徒の練習への取り組みが向上したこと、休日の部活動を指導員が担うことで、教員の負担軽減が図られたことがアンケートなどから確認できたところである。一方、学校が指導員との日程調整に苦慮したことや指導員と生徒・保護者との連絡システム及び管理体制の確立が、課題として明らかになった。このことから、部活動の地域移行においては運営組織を構築していくことの必要性を認識したところである。次年度の展望については、運動部では、今年度実施した、女子バスケットボール部、陸上競技部、男子バレーボール部を継続で実施することに加えて、新たに剣道部、柔道部の5つの学校5つの部活動で実施することとしている。また、文化部については、習志野市管楽器教育研究会を運営主体として、全中学校の吹奏楽・管弦楽部の部員を対象とした、地域クラブ型の地域移行の研究を進める予定である。教育委員会としては、今後も研究・検証を進めるとともに、国、県、他市の動向に注視しつつ、習志野市としての持続可能で充実した部活動となるよう推進していく。	今後も研究・検証を進めるとともに、国、県、他市の動向に注視しつつ、習志野市としての持続可能で充実した部活動となるよう推進していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)		再質問1	習志野市管楽器教育研究会について伺う。	習志野市管楽器教育研究会は、市立小・中学校及び習志野高校の音楽科又は吹奏楽部、管弦楽部などの部活動の顧問をしている教員が所属をする社会教育団体である。音楽を通して小中高校の連携を深めるとともに、子ども達に、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育て、心豊かな人間性を育むことを目的に、平成14年から活動をしている。20年以上の歴史のある団体である。これまで5,000人を超える市内の児童生徒に対し、楽器の演奏を指導する機会をもつことで、伝統の音色を受け継ぐ取り組みを展開している。また、卒業生の中には、教員として本市に戻り、習志野の音楽を支え、本取り組みも含めて、後進の指導にあたっているものも複数いる。この活動は地域が児童生徒の文化芸術環境を支える取り組みであり、まさに「音楽のまち習志野」の基盤となっている。	-	-
R6/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)		再質問2	令和6年度の文化部活動における地域移行の概要について伺う。	文化部活動については、習志野市管楽器教育研究会を運営主体とし、希望する市立小・中学校の吹奏楽部・管弦楽部の児童生徒が所属するいわゆる、地域クラブ型の取り組みを予定している。具体的には習志野市管楽器教育研究会に所属している教員が指導員として派遣され、児童生徒に対し、年間10回、楽器の演奏を指導するものである。習志野市管楽器教育研究会によるこの取り組みを本市としての文化部活動の地域移行の先行モデルとして捉え、今後も持続可能な形を目指しながら、教員の服務管理も含めて、検証を進めていく。	今後も持続可能な形を目指しながら、教員の服務管理も含めて、検証を進めていく。	済
R6/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(2)		本答弁	2.教育について (2)体育館エアコン設置について 現状について伺う。	金井議員の3(1)と同内容のため、教育長答弁省略	-	-
R6/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(2)		再質問1	令和6年度予算案では、小・中・高等学校の体育館にエアコンを設置するとの提案だが、特別教室へのエアコン設置は、引き続き実施するのか、また、特別教室へのエアコン設置はいつまでに完了する予定であるか伺う。	小中学校の特別教室へのエアコン設置について、令和6年度当初予算案に計上し提案がなされており、引き続き整備していく。なお、小中学校の特別教室へのエアコンの設置は、令和7年度末に概ね設置が完了する予定である。	-	-
R6/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2	(2)		要望	体育館にエアコンが設置されることについて、積極的に情報発信をしていただきたい。	-	今後検討していく。	未
R6/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(3)		本答弁	2.教育について (3)市内小中学校における文化・スポーツ活動奨励金について 奨励金の概要について伺う。	本市では、市立の小学校及び中学校の児童生徒が、学校教育活動における、文化またはスポーツ活動に係る全国大会及び関東大会などに千葉県代表として出場する場合に、必要となる経費を「習志野市立小学校及び中学校文化・スポーツ活動奨励金交付要綱」に基づき、奨励金を校長の申請により交付している。また、対象となる経費については、大会参加に要した交通費、宿泊費、楽器などの運搬費とし、原則としてこれらの経費全額に相当する額を算出基準により交付している。交付の対象となる活動は、文部科学省または各都道府県教育委員会が主催する大会や公益財団法人中学校体育連盟、一般社団法人全日本吹奏楽連盟などが主催する大会としている。教育委員会としては、今後も保護者の負担軽減に努めるとともに、文化・スポーツ活動を牽引する児童生徒の育成に向けて、奨励金の交付を通じて、支援をしていく。	今後も保護者の負担軽減に努めるとともに、文化・スポーツ活動を牽引する児童生徒の育成に向けて、奨励金の交付を通じて、支援をしていく。	済
R6/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(3)		再質問1	令和4年度及び5年度の交付実績について伺う。	令和4年度については、関東大会にのべ23校、全国大会に16校出場し、1,585名の児童生徒を対象として、15,808,592円を交付した。令和5年度については、関東大会にのべ20校、全国大会に16校出場し、このうち2月9日時点で1,091名の児童生徒を対象として、7,456,098円を交付している。	-	-
R6/1	9	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(3)		要望	認知度が低いと感じている。文化・スポーツ活動奨励金の制度の積極的な情報発信をしていただきたい。	-	今後検討していく。	未
R6/1	10	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		本答弁	2.市内小中学校の副教材費について (1)制服、体操服の今後の在り方について方針を伺う	中学校においては、制服があることで、学校に着ていくための私服を選んだりする必要がなくなり、3年間のトータルで考えると保護者負担の軽減にもつながるといった考え方もある。また、皆が同じものを着用することにより、連帯意識を醸成するとともに、入学式や卒業式等の儀式的行事においても着用することができる。制服・体操服等の見直しについては、保護者や学校運営協議会委員など、学校関係者からの要望や意見を取り入れながら、各学校で検討を進めている。その中で、中学校においては、令和6年度から現行の制服よりも低価格で、自宅で簡単に洗うことができるなど、機能性を向上させた制服に改定する学校もある。また、制服やジャージなどの物品については、卒業生が使用したものを在校生が再利用するなどして、保護者負担の軽減につながる取り組みを行っている。教育委員会としても、各学校や学校運営協議会と連携しながら、制服、体操服等の見直しを含め、保護者負担の軽減に取り組んでいく。	各学校や学校運営協議会と連携しながら、制服、体操服等の見直しを含め、保護者負担の軽減に取り組んでいく。	済
R6/1	10	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		再質問1	制服に価格差があるが、どうして差が生じるのか。	制服の価格については、学校によってブレザータイプあるいは詰襟といった制服の形状の違いや、同じ形状であっても、使用されている素材や材質、サイズ等の違いによって価格に幅が生じているものと認識している。	-	-
R6/1	10	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		再質問2	学校指定の物品として、どのようなものがあるか伺う。	学校指定の物品については、学校によって異なるが、主なものをあげると、小学校では体操服、通学帽子、名札、中学校では、制服、ジャージ、体操服、通学鞆、名札等が学校指定の物品となっている。	-	-

【教育委員会】令和6年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	10	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		要望	学校指定品の物品について、市統一の基準を設けることを検討してほしい。また、制服、体操服等の見直しに引き続き取り組んでほしい。	-	各学校や学校運営協議会と連携しながら、制服、体操服等の学校指定品の見直しを含め、保護者負担の軽減に取り組んでいく。	済
R6/1	11	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	6	(1)		本答弁	6.大規模災害に備えて体育館へのエアコン設置も早急に実施を (1)大規模災害に備えて体育館へのエアコン設置の実施について 体育館は避難所でもあるため、避難所の機能改善のために、国の「緊急防災減災事業債」を活用してエアコンの設置を求め、おおよそのスケジュールを伺う。	国は、令和2年12月に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の中で、小中学校体育館のエアコン設置率を令和17年度までに95%とする中長期の目標を設定している。このことを踏まえ、本市では、体育館へのエアコン設置については、特別教室へのエアコン設置後に検討することとしていた。一方、ここ数年の気候変動による夏の暑さは年々厳しさを増しており、体育館で学習活動をする際には、児童・生徒の熱中症対策の一つとしてエアコンの設置の必要性も高まっている。そこで、教育委員会としては、令和6年度当初予算編成にあたり、第2次学校施設再生計画に見直しとして、早期に学校体育館へのエアコン設置を目指す方向で、取り組むこととした。あわせて、大きな課題である財源的な検討が必要なことから、市長事務部局と様々な検討を重ねてきたところである。このような、予算編成過程の中で学校体育館は避難所として指定されており、国においても、国土強靱化の取り組みの一つとして体育館へのエアコン設置を推進している点も踏まえて、本定例会において小・中学校及び習志野高等学校の体育館にエアコンを設置するための設計費として、令和6年度一般会計当初予算案の中で、1億601万8千円の提案がなされているものである。今後、予算案の審議、可決をされたならば、令和6年度中に、エアコンを設置するための設計を行い、令和7年度末までに、設置を目指し進めていきたいと考えている。	令和6年度中にエアコンを設置するための設計を行い、令和7年度末までに設置を目指し進めていく。	済
R6/1	11	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	6	(1)		再質問1	体育館エアコンの設置の方向性が出されたので、地域の避難所に指定されている体育館にエアコンを設置する順番は、地域毎に避難収容人数の多い体育館から、エアコンの設置を進めることについて要望するがいかがか。	小・中・高等学校の体育館へのエアコン設置に向けた設計費を予算提案しているところであるが、その設計の中で、個々の学校体育館の状況に合った、工事費等の積算をしていきたいと考えている。設置工事については、各学校の教育活動などを確認する必要もあることから、学校と調整した中で、計画していく。	学校と調整した中で、計画していく。	済
R6/1	11	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	6	(1)		再質問2	学校体育館にエアコン設置を推進している先進自治体の事例を参考にして、体育館のエアコン設置の効率的な設置を要望するがいかがか。	船橋市の対応については、予算編成過程において認識している。本市においても、今後進める設計の中で個々の学校体育館の状況に合った各種エアコンの機種選定、工事費を積算の上、エアコン設置の効率的な設計をしていきたいと考えている。	個々の学校体育館の状況に合った効率的な設計をしていく。	済
R6/1	16	木村 孝	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(6)		本答弁	1.首都直下型地震 (6)学校の防災教育に何が必要か 小中学校における児童への防災意識を高める施策をどのように展開しているのか	防災教育の目的は、「様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、安全な行動がとれるようにする」ことである。各学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成を図っている。教科においては、「理科」では地震のメカニズム、「社会科」では共助や公助について、「保健体育科」では自然災害による危険やけがの防止、応急手当のしかた、「家庭科」では地震への備えなど教科横断的に防災教育を行っている。加えて、年間3回以上の避難訓練を災害想定を変えて行っている。また、児童生徒の防災意識を高めるために、防災学習において次の3つの取組を推進している。一つ目は大地震が起きた際の状況を具体的にイメージできるように事前指導を十分に行うことである。映像や写真等を使って過去の地震について被害状況を知り、場所ごとの身の守り方について考える。また、時間や場所、状況を変えてさまざまな想定での避難訓練を行うことで、児童生徒の防災意識を高めている。二つ目は、必要な備えについて考える防災学習を行うことである。小学校低・中学年は「自助」、高学年・中学生は「自助」と「共助」の力をつけられるよう、体験談を聞く、実際に地域を歩いて防災マップを作るなど、大地震の怖さや命を守る方法を知ることなどで自分や家族の命を守ろうとする意識を高めている。三つ目は、地域や本市危機管理課、防災士と連携して体験学習を行うことである。起震車や煙体験、炊き出し、防災グッズづくり、避難所体験などを行い、いざという時にどのような行動をとればよいか学ぶ機会を設けている。また、備えの必要性や協力することの大事さに気づき、日常生活で活かす児童生徒もいる。教育委員会としては、児童生徒が自分の命は自分で守れるように、今後も児童生徒が災害時の危険性を理解し、安全な行動がとれるよう防災意識を高めるための防災教育に取り組んでいく。	今後も児童生徒が自分の命は自分で守れるように、今後も児童生徒が災害時の危険性を理解し、安全な行動がとれるよう防災意識を高めるための防災教育に取り組んでいく。	済
R6/1	17	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 職員による児童・生徒への性暴力等発生時の対応について (1)昨年末に性暴力（わいせつ行為）で逮捕・懲戒免職となった教職員が習志野市内で勤務してきた小中学校で、隠れた被害がなかったかどうかの調査はしたか。	はじめに、教職員が守り育てるべき児童・生徒に対して、性暴力によって、癒えることのない心的外傷や心身への重大な影響を与えることは、決してあってはならないことである。本市では、全ての市立小中高等学校の児童生徒、教職員を対象に、年に1回、千葉県教育委員会によるセクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査を行っている。また、日常の教育相談やメール相談に加え、学期に1回、教育相談週間を設けている。教育委員会では、このアンケート結果等の確認を十分に行い、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう実態把握に努めている。	今後も相談窓口の周知、アンケート調査結果等の確認を十分に行い、実態把握に努めている。	済
R6/1	17	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4.市立学校における「隠れ教育費」の軽減について (1)義務教育の私費負担（学校指定品、学校徴収金、副教材、補助教材、校外学習、修学旅行など）の軽減の取組はどこまで進んだか。	大宮議員の3(1)①と同内容のため、教育長答弁省略	-	-
R6/1	17	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(1)		再質問1	調査結果などは、ホームページなどで広く保護者や地域住民へ情報公開をすべきではないか。	これまで教育委員会では、各学校における保護者が負担している費用について可視化を図り、客観的に検証するため「副読本・ワーク等購入一覧」を教育委員会会議にて報告し、その内容については習志野市ホームページに掲載している。また、その情報については校長会とおして各学校へ提供しており保護者費用軽減の検討の中で、必要に応じて各学校において、保護者等に対し情報提供に努めるよう助言していく。	引き続き、各学校において、保護者等に対し情報提供に努めるよう助言していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	17	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4	(2)		本答弁	4. 市立学校における「隠れ教育費」の軽減について (2) 学習用タブレット貸与におけるタッチペンと充電器の故障・破損等の弁償の負担が大きすぎるのではないか。 タブレット端末に付属するタッチペン等に関する通知が保護者に送られていることについて、学習用タブレット貸与におけるタッチペンと充電器の故障・破損等の弁償の負担が大きすぎるのではないか。	小・中学校児童生徒に1人1台貸与しているタブレット端末本体については、購入の契約において5年間の製品保証サービスを付しており、製品補償期間中は、端末の補償上限額の範囲内において、無償で修理や代替品交換等を行うことが補償されているが、タッチペンや充電のためのACアダプタについては、その対象とはなっていない。タッチペン及びACアダプタの故障件数については、令和3年度から令和6年1月末までの間で延べ86件であるが、タブレット端末本体と同様に、故意または重大な過失ではない破損等については、そこに至った状況を詳しく、児童生徒や保護者に確認した上で、その都度適切に対応している。	-	-
R6/1	17	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4	(2)		再質問1	タッチペンの破損、紛失、故障時の対応について、確認書と同様に全市統一の周知文書のひな型を作って周知すべきでないか。	タッチペン等の付属品の取り扱いについては、端末本体と同様に、学習用タブレット型情報端末等の利用及び管理に関する要綱に基づいて運用しており、転出、卒業時の取り扱いについても利用開始時に提出いただいている確認書によって周知しているところである。学校からの周知文書については、全校共通の文書を新年度に向けて発出できるよう準備を進めているところである。	-	-
R6/1	17	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4	(2)		再質問2	タッチペンは学校に置いたままでもよいのではないか。共用でもよいのではないか。100円ショップで売っているようなものではないけな	タッチペンについては、令和2年度に1人1台の学習用タブレット端末とあわせて購入したものであり、国庫補助を受けて整備がなされていることから、授業に限らず家庭学習においてもタッチペンが必要な場面では活用していくことが重要であるものと認識しており、このことから、共用とするのではなく、1人1本タッチペンを整備しているものである。また、タッチペンについては、その性能は様々であり、タブレット端末の活用場面によって、機能しないものがあることや市において購入しているものを貸与していることから、安価なタッチペンに置き換えることは難しいものと考えている。一方で、タッチペンの持ち帰り等、管理面においては、家庭での使用に支障をきたさない範囲において、各学校が工夫しているものと認識している。なお、今後、現在のタブレット端末を更新する際には、タブレット端末本体に加えて、タッチペンのあり方についても検討を行っていく。	今後、現在のタブレット端末を更新する際には、タブレット端末本体に加えて、タッチペンのあり方についても検討を行っていく。	済
R6/1	17	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	4	(3)		本答弁	4. 市立学校における「隠れ教育費」の軽減について (3) 学校給食費の段階的な無償化（まずは中学3年生）を求める。	学校給食費の無償化は、日本全国の児童・生徒が等しく恩恵を受けることが望ましく国において実施される施策であるものと考えている。市町村単独で学校給食費無償化を実施する場合においては、恒常的に必要となる経費となることから、安定的な財源の確保が不可欠となり、一番の課題である。このような中、国は、令和5年6月に、学校給食無償化の実現に向け、具体的方策を検討するため学校給食の実態調査等を行い本年夏頃までには、この調査結果を公表することとしている。一方、本市は、千葉県	引き続き、国や県の動向を注視し、段階的な無償化の検討を進めていく。	済
R6/1	17	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)		本答弁	5. 教職員の長時間労働・過重負担の解消について (1) 習志野市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に關する規則の制定で、具体的にどのような取組をしていくのか。	令和5年2月、文部科学省からの通知において教育職員の在校等時間の上限等について令和5年度中に市町村の学校管理規則へ反映することが示された。この通知を受け、本市では令和6年教育委員会第2回定例会において、習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について審議・議決の上公布したところである。改正の最大の要点は教育職員の時間外在校等時間を1ヶ月当たり45時間、1年において360時間の範囲内にすることである。教育委員会としては、次の取り組みを進めていく。一つ目は、令和6年度にはカードリーダーを用いた出勤記録システムを導入し、これまで以上に客観的に、そして正確に勤務実態を把握し、問題や課題を整理して、さらなる対応策を検討する。二つ目は、校務支援システムを活用して文書処理の効率化を図っていく。三つ目は、夏季休業中に実施していた研修や会議を見直し、統合・新設を進めるとともに、必要のあるものについては、別の期日に実施することにより、夏季休業中に学校や教育職員が主体的に時間を使えるようにする。四つ目は、教育職員の業務を支援するスクールサポートスタッフの全校への配置を進める。さらに学校に対し、教育課程の編成において、終業の時間を繰り上げ放課後の時間を確保する工夫や時間外在校等時間が80時間を超える教育職員へ産業医や管理職による面談の確実な実施を促していく。教育委員会としては規則改正を契機とし、教師の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことができるよう学校における働き方改革を推進していく。	引き続き、効果的な教育活動を行うことができるよう学校における働き方改革を推進していく。	済
R6/1	18	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	5			本答弁	5. 前弁護士市長の発言を会議録でみると、「この土地をどうだ、あだ」とすると、すぐ利権があるんじゃないかとか、僕らが言うとうすぐにそう言われる。僕の不徳のいたすところでごさいますけどね」と発言してきた。財源確保を理由に売却したのに、安値で売却している。令和2年7月JR津田沼駅前44階建て、タワーマンションが完成した。財源確保を理由に、市有地を売却してきた。71億と56億の入札価格で、56億で習志野市は、「三菱地所レジデンス・三井不動産レジデンシャル・野村不動産」に売却した。759戸の内、特別販売の事業協力者住戸についての存否が再三にわたって不明瞭になっている。なぜ、電話ではなく、文書での回答を事業者から求めないのか。JR津田沼駅前開発のグランドデザインを知りたい。 Q2. JR津田沼駅南口の再開発地域の地権者として、商業施設モリシアを経営する野村不動産、習志野文化ホールを経営する習志野市、緑地帯を保有する国などの土地が存在する。総括質疑では、それぞれの土地面積など土地の位置や形状がわかる公図などをすでに資料として要求している。 ⑦保育所・幼稚園・小中学校の通学区	はじめに、市立幼稚園の通学区については、現在、谷津幼稚園、津田沼幼稚園、向山幼稚園、並びに藤崎幼稚園区となる。次に小学校区については、谷津小学校区となる。しかしながら、52階の「住宅棟」が建設されることとなると、谷津小学校では受け入れすることが大変困難である。このことから、通学区区域審議会への諮問、教育委員会会議での議決など、所定の手続きが必要となるが、通学区区域を変更することとなる。通学する学校については、隣接している津田沼サ・タワーの学区を考慮すると、向山小学校を想定しているところである。最後に、中学校区については、第一中学校区となる。	-	-

【教育委員会】令和6年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	政策経営部	総合政策課	その他 (総務関係)	1	(1)		本答弁	1.人口減少対策について (1)習志野市の現状、課題、今後の展望について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1	(1)		再質問9	市長答弁の中で「魅力あるくらしづくりの推進と地域共生社会の実現」として教育環境の充実とある。充実の一つとして教育に係る経済的な支援も必要ではないかと考える。保護者負担の軽減として学習教材の公費購入や第3子以降児童生徒の給食費無償化が当初予算に計上されているが、その内容について伺う。	はじめに、学習教材の公費購入については、各学校に従来から配当している予算に加えて、令和6年度当初予算案において、小・中学校運営費として約370万円を計上している。これは、現在、各保護者が購入している学用品、学習教材のうち、共用が可能なものについて、公費で購入することで保護者の経済的負担を軽減するためのものである。さらに、中学校については、学習教材に加えて、受験情報誌等を購入する費用や千葉県公立高等学校入学選抜出願時において、必要な物品の購入費、資料作成等に係る経費など受験等進路に係る費用を公費で負担しようとするものである。次に、第3子以降給食費無償化については、千葉県の補助制度を活用して令和5年1月から継続的に実施しているところであり、令和6年度当初予算案についても、千葉県の補助制度を活用することを前提として、第3子以降無償化に係る予算を計上している。なお、学校給食費の無償化は、国において実施される施策であるものと考えているため、本市から千葉県市長会を通じて学校給食費の無償化について要望しているところである。	-	-
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		再質問10	習志野市の子育て世代の定住促進を図るためには、特色ある教育活動を展開していくことも有効であると考えているが、習志野市の特色ある教育について伺う。	本市としては、「小さなまちの大きな教育」を合言葉に掲げ、小・中・高等学校全24校で構成されているという特性を生かし、全市が一体となり歩みをそろえた教育に取り組んでいる。特徴的なこととして、まず、「小さなまち」であることの特性を生かし、児童生徒一人一人に目を向け、誰もが安心して学校生活を送ることができる環境を整えている。具体的には、1点目として、全ての学校で教育相談週間を設け、全児童生徒を対象に年3回、担任と1対1で行う教育相談を実施し、様々な相談に対応している。2点目として、高学年以上の児童生徒を対象とした「匿名メール相談webアプリ」を導入し、悩み相談に迅速に答える体制を整備している。3点目として、教科等の学習活動に取り組むために必要な日本語の能力が十分でない、外国籍や海外から帰国した児童を対象とした、日本語指導教室を袖ヶ浦西小学校に設置し、個々の日本語のレベルに合わせた指導をしている。本年度は、17名の児童が学んだ。次に、本市は「音楽のまち」として取り組んでいる。具体的には、市立の小・中・高等学校があるという特性を生かし、ともに小・中・高等学校の児童生徒が楽器を練習する機会を設けるなどの連携を深め全体の底上げを図っている。令和6年度は、この取組を本市としての文化部活動地域移行の先行モデルとし、研究を進める予定としている。本市としては、習志野市教育大綱で謳う「習うなら、習志野」と市民から信頼される教育を目指して引き続き推進していく。	今後も市民から信頼される教育を推進していく。	
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		再質問11	タブレット端末の活用について、使用状況の学校や教員による格差をなくして全体の底上げを図ったり、家庭での活用を促進するしかけ作りをしたりするなど、更なる促進が必要であると考えているが、今後の教育委員会の取組について伺う。	タブレット端末等、ICT機器について、各学校における活用の促進においては、国の活用目標に準じた「教員のICT活用指導力」など、ICT活用基準を設けて、活用の促進に努めている。また、教員の指導力を高めるため、ICT学習指導員を総合教育センターに配置し、年間を通じて各学校に派遣し、これまでに700人を超える教員個々に効果的な指導方法を直接指導している。その際、学年別・教科別に効果的に活用している実践例を冊子としてまとめて各学校に配付し、授業における具体的な活用を促している。さらに、各校のICT機器を活用した授業推進の中核となる人材を育てることを目的としたICTマイスター育成事業にも取り組んでいる。この取組により、各校におけるICTマイスターを推進役とした組織的な研修体制や活用環境の整備に努めている。一方、タブレット端末の家庭での活用については、現在導入している「AI型デジタルドリル」や「Teamsの課題機能」などのアプリを利用した学習やデジタル教科書を利用した学習を家庭における課題に位置付けるなど、継続した利用を推進しているところである。しかしながら、御指摘のように、学校や教員への指導方法、タブレット端末等、ICT機器の活用には改善の余地があるものと認識している。教育委員会においては、引き続き教員個々のICT機器活用の指導力向上とリーダーの育成等の取組を進めるとともにタブレット端末の学校内外における効果的な活用に向け、教育委員会が主導する中で全体の底上げを図っていく。	現在の取組を継続するとともに、教育委員会が主導する中で、ICTの活用について市全体の底上げを図っていく。	済
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		要望	働き方改革のためにもより一層ICT機器の活用に取り組んでほしい。また、教育の質向上、教職員の働き方改革、どの学校どのクラスにおいても等しい環境を作っていくためにも全体の底上げをしてほしい。	-	現在の取組を継続するとともに、教育委員会が主導する中で、ICTの活用について市全体の底上げを図っていく。	済
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習 について	2	(1)		本答弁	2.生涯学習政策について (1)文化・スポーツ・芸術の振興、充実について	教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。このことを踏まえ、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向けて、教育委員会としては、令和6年度の教育行政方針を「演奏(かなで)よう未来へ、一人一人が輝く習志野の教育」と掲げた。誰もがそれぞれのライフステージにおいて、幸せで充実した学びを経験し、その成果を活かすことにより、様々な分野で活躍し、自己成長や自己実現を達成することを目指し、個別ニーズや能力に合わせた学びの提供に取り組んでいく。また、そのためには、多様な主体と連携・協働する中で、「共に学び、共に育む」ことが必要である。市政運営方針でも触れられたとおり、新年度より新たに発足する公益財団法人文化スポーツ振興財団をはじめ、芸術文化協会、スポーツ協会など、市内で活躍する多くの関係団体と互いに連携し、且つ補完しあいながら、文化振興計画及びスポーツ推進計画を着実に実行し、生涯学習の充実に務めていく。今後も市民一人一人が輝けるよう「学び」と「活動」を好循環させることにより、あしたのハーモニーが響く習志野に向けて「未来へ演奏る教育」を推進していく。	誰もがそれぞれのライフステージにおいて、幸せで充実した学びを経験し、その成果を活かすことにより、様々な分野で活躍し、自己成長や自己実現を達成することを目指し、個別ニーズや能力に合わせた学びの提供に取り組んでいく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問1	新財団発足について、両財団の合併に至る経緯について伺う。	公益財団法人習志野文化ホールは、令和5年3月より習志野文化ホールが長期休館となったことで、主たる業務であった指定管理業務が終了した。このことにより、単独で財団運営を継続することが困難であるとの判断から、令和5年1月、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会との合併協議及び検討について、相手先へ申し入れることを理事会で決定し、その後、習志野市スポーツ振興協会の理事会においても承認され、以降、両財団による協議が重ねられてきた。この間、市教育委員会事務局を含めた三者による報告、確認、情報交換を経て、令和5年12月に両公益財団法人の理事会において、また、令和6年1月には両財団の評議員会においても、合併契約が全会一致で承認されたとのことである。現在、公益財団法人習志野文化ホールにおいて、千葉県へ合併等の届出等を行っている状況である。	-	-
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問2	文化とスポーツを一体的に所掌する新財団の新たな取り組みについて伺う。	新財団では、新たな試みとして、スポーツと文化芸術が一体となった催しを企画し、市民活動の選択肢を広げることを目的とした事業に取り組むことが令和6年度の事業計画に掲げられている。具体的には、文化とスポーツを一度に体験出来るイベント「アート&スポーツ事業」の実施を予定していると伺っている。これは、夏休み中の子ども達を対象に、ブラッツ習志野にある中央公園体育館と中央公民館を使用し、フラッグフットボール、粘土造形、フルートとピアノの音楽体験を1日のうちに体験していただく企画となっている。子ども達がスポーツや文化芸術に親しむための導入として、興味を引き出し、意欲を高めることを目的とし、二財団が合併した利点を最大限に生かしたイベントとなろうかと思う。このように、今後も両財団の特長を活かし、スポーツと文化が両輪となって本市の生涯学習を支えて行くものと考えている。	新財団の新たな取り組みについて、今後も支援していく。	済
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問3	JR津田沼駅南口の再開発にあたり、長く本市の文化の拠点であった文化ホールは閉館し、今後、モリシアホールも閉館となる見込みである。作品展示等の発表の場の確保についてどのように取り組むのか伺う。	モリシア津田沼内にあるモリシアホールは、津田沼駅南口の再開発により、この先、閉館する見込みである。モリシアホールは民設民営のホールであるが、習志野市芸術文化協会が行う「市民文化祭」や「芸術祭」、習志野市美術会が主催する「習志野市美術展覧会」等文化芸術の作品展示の場として市民が文化芸術に触れることの出来る場所の一つとなっている。教育委員会としては、習志野市芸術文化協会等と調整を行いながら、市民が文化芸術に親しむ貴重な機会が失われることのないよう、公共施設をはじめ民間商業施設等も視野に入れながら引き続き、あらゆる可能性を模索していきたいと考えている。	習志野市芸術文化協会等と調整を行いながら、市民が文化芸術に親しむ貴重な機会が失われることのないよう、公共施設をはじめ民間商業施設等も視野に入れながら引き続き、あらゆる可能性を模索していく。	済
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	中央公民館	生涯学習について	2	(1)		再質問4	公民館における新たな、若しくは拡充する取り組みについて伺う。	現在、公民館では、乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施している。今後については、健康寿命の延伸や生涯現役社会の実現を目指す講座を実施するほか、新たな取り組みとして商工会議所に環境保全に積極的に取り組んでいる市内企業を紹介していただき、施設見学等を通じてSDGsなどを学べる講座の開催を検討している。また、公民館諸室の有効利用を図るため、諸室を使用できる資格の構成団体の人数について、市内全ての公民館を3名以上に緩和するなど、公民館使用等に関する基準の見直しを行っている。	予定している講座の実施の他、公民館使用等に関する基準の見直しを行う。	済
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	2	(1)		再質問5	図書館における新たな、若しくは拡充する取り組みについて伺う。	図書館では、令和4年度より「習志野市電子図書館」を開始し、令和5年度は、LINEを活用したスマートフォン画面の図書館カードの番号表示など、図書館サービスの充実に努めている。令和6年度は、子どもの読書活動のさらなる推進に取り組む。具体的には、家族で読書を楽しむ「家読」の啓発をすすめ、「家読に役立つ絵本の選び方講座」を開催する。また、学校と連携し休館日の中央図書館を小学校の授業に活用してもらう「図書館休館日の図書館開放」事業や、中学生に図書館司書の仕事を学んでもらう「習志野市ジュニア司書」の講座の拡充に取り組む。	予定している事業に取り組む。	済
R6/1	19	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問6	生涯学習についての総括的な見解があれば伺う。	生涯学習は文字通り生涯にわたって行う学習活動であり、活動の実践のために一番重要なことは「自分がしたい」という強い気持ちであると言われている。生涯学習部では、一人一人の「やりたい」という気持ちに沿って、できる環境を整えること、学びの場を提供することが、主な役割であると認識している。また、市民のやりたいという気持ちが継続できるように、様々なことに興味関心を持てるような取り組みも実施していかなければならないと考える。ただし、一人一人に合わせることには限界がある。文化ホールの休館等により、施設面では厳しくなるため、職員の創意工夫により、今ある資源の有効活用を図りながら生涯学習の推進に努めていきたい。	-	-

報 告 事 項(2)

令和5年度末教職員の人事異動等について

令和5年度末教職員の人事異動等について、別紙のとおり報告する。

令和6年4月24日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和5年度末教職員の人事異動等について

1 令和6年度定年延長者及び再任用者の配置状況(4月1日現在)

	特例任用管理職	定年延長者(61歳)	暫定再任用者(62~65歳) 定年前再任用者(61歳)	
			フルタイム	短時間
小学校	校長1 教頭1	7	11	16
中学校	校長1	6	9	3
事務・養護		2	0	0
合 計	校長2 教頭1	15	20	19

2 令和6年度講師・スクールサポートスタッフの配置状況(4月15日現在)

種類		臨時的任用講師		会計年度任用職員			
		必要数	配置数	非常勤講師		スクールサポートスタッフ	
				必要数	配置数	必要数	配置数
小学校	定欠	11	10	6	6	16	16
	代替	17	16				
	加配	14	9				
中学校	定欠	16	16	1	1	7	7
	代替	10	10				
	加配	1	0				
事務養護栄養		11	11				
合 計		70	62	7	7	23	23

定欠…定数内欠補。定められた教職員数に対して正式採用の教職員が足りない場合、臨時的任用講師を任用する。

代替…出産休暇・育児休業、療養休暇や休職等の代替をする臨時的任用講師。

加配…国の予算によって配置できる教職員。少人数指導や日本語指導、不登校対策を担当する。

※定数内の未配置 小学校 2 中学校 0

【参考】習志野市教職員数 小学校578名 中学校280名 合計858名
(令和5年5月1日現在 管理職・講師を除いた人数)

3 令和5年度末教職員の異動者数

	令和4年度末	令和5年度末	令和5年度末の内訳
管外・県立等への異動者数 (習志野市⇒管外・千葉市・県立・国立)	5	4	管外2・県立特支(教頭)1 千葉大 附属 1
管内異動者数 (習志野市⇒勧奨)	49	41	船橋18・市川6・八千代12・浦安4 船橋(校長)1
市内異動者数(習志野市⇒習志野市) ※再任用者は除く	50	41	小 30・中 11
退職者数 ※再任用者は除く	35	15	勧奨5・早期7・他県等3※定年退職はなし
新規採用者数	39	27	小11 中13 養護2 事務1
行政(県市)への異動総数 (習志野市⇒行政)	17	22	市行政21・県行政1
合計	195	150	

4 令和6年度教職員の女性管理職数

葛南教育事務所管内			習志野市女性管理職		
総数	校長	副校長・教頭	総数	校長	教頭
117	63(17)	54(10)	14(2)	9(2)	5

()は新任者数

報告事項(5)

令和6年度 指導重点事項について

令和6年度の指導重点事項について、別記のとおり報告する。

令和6年4月24日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和6年度 指導重点事項

かなで
演奏よう未来へ 一人一人が輝く 習志野の教育

学習指導

- 学習指導要領に基づいた「指導と評価の一体化」が図られ、児童生徒の「できた」「分かった」を目指す**授業づくり**
- 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、「ならしの学力向上プラン」を活用した情報処理能力、応用力、表現力を高めるための**授業づくり**
- めあてに向かい、課題解決の過程を踏むことができる発問の精選
- 市立図書館と連携した学校図書館の機能の充実と、学校電子図書館の有効活用
- ICT機器・タブレット端末の効果的な活用による、個別最適な学びと協働的な学びの推進
- タブレット端末の主体的な活用による家庭学習の充実

学校経営

- 学校運営協議会、地域学校協働本部を核とした、地域、保護者、児童生徒から信頼される安全安心な学校づくり
- カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ教員一人一人が行う**授業改善**
- チーム学校によるいじめ・不登校対応
- 学校組織の活性化と人材育成による、教育活動の工夫改善、効率化

資質・能力を育成する**授業の基盤**

「習志野学びずむ」

主体的・対話的で深い学びの実現

- | | |
|---------------|---------|
| (思考を促す) | 発問 |
| (学びを可視化する) | 板書 |
| (「写す」から「つくる」) | ノート指導 |
| (学習効果を高める) | タブレット活用 |

生徒指導

- 生徒指導の三機能(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供)を働かせた**授業づくり**によるいじめ・不登校の未然防止
- 児童生徒個々の不安や悩みを受け止めるためのSOSの出し方教育と相談週間の充実
- いじめアンケートの有効活用、校内体制の確立、情報モラル教育の充実による、いじめの未然防止と早期発見・早期対応
- 社会的自立を目指した不登校児童生徒支援の充実
- 訪問相談、いじめ相談メール、匿名メール相談webアプリ、「フレンドあいあい」の活用と家庭・地域・関係機関との連携・協働の充実

特別支援教育

- ユニバーサルデザインの視点を生かした分かりやすく、学びやすい**授業づくり**
- 教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供
- 特別支援学級における学級経営と個別の指導計画を活用した指導と評価の充実
- 管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした保護者との連携、通常学級と特別支援学級との連携の充実
- 全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指した研修の実施

体育・健康・安全教育

- 体力向上につながる体育科の**授業づくり**
- 家庭や地域と連携を図った運動機会の確保と運動の習慣化
- 体力向上に向けた「遊・友ランキング」の継続的な実施
- 活力ある生活を送るための生活リズムを作る「早寝早起き朝ごはん」の推奨
- 視力や姿勢、歯磨き指導などの健康教育の推進
- 食育の充実と薬物乱用防止教育の実施
- 災害時に自分の命を守る力を身に付ける訓練の充実
- 性暴力等に対する理解と、適切な行動がとれる力を身に付ける「生命(いのち)の安全教育」の推進

道徳教育

- 「考え、議論する道徳」の**授業づくり**
- 千葉県道徳教育の主題「『いのち』のつながりと輝き」を実現するための、家庭・地域との連携を重視した、学校全体で取り組む道徳教育の推進
- 人権感覚や規範意識の醸成
- 豊かな体験活動といじめ防止啓発

研修

- 新たな「千葉県・千葉市教員等育成指標」の6つの柱に対応するキャリアステージごとの目標を踏まえ、研修履歴システム Plant を活用した主体的・能動的な研修による教職員の資質能力の向上
- ICT活用教育研修の充実、ICTマイスター育成事業の継続による、教職員のICT機器活用指導力の向上

総合的な学習の時間・特別活動・キャリア教育

- 体験活動の充実と他者との協働による主体的、探究的な**学習活動**の推進
- 持続可能な社会の担い手を育てるSDGs教育の充実
- 特別活動を要とする地域と連携したキャリア教育の充実とキャリアパスポートの確実な実施
- 部活動地域移行の推進

～**授業**を核とした指導の充実～



令和6年 指導重点事項について



令和6年4月24日(水) 第4回教育委員会会議
指導課・保健体育安全課・市総合教育センター

令和6年度 指導重点事項の方針について

令和5年度の振り返りから見えてきた課題

学力向上 いじめ・不登校 SNSトラブル
特別支援教育 体力向上 防災・性被害
タブレット端末の活用 …



令和6年度 指導重点事項

演奏よう未来へ 一人一人が輝く 習志野の教育

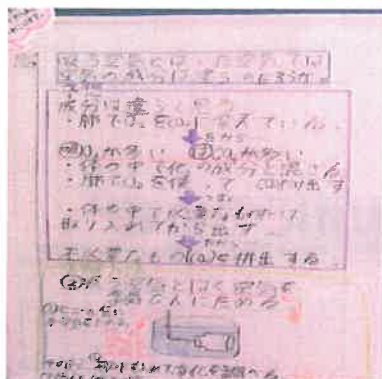
～授業を核とした指導の充実～



学習指導要領の実施状況



国や県の指導についての動向
習志野市教育行政方針



資質・能力を育成する**授業の基盤**

「習志野学びずむ」

主体的・対話的で深い学びの実現

R6 (思考を促す)

発問

R6 (学びを可視化する)

板書

R6 (「写す」から「つくる」)

ノート指導

R6 (学習効果を高める)

タブレット活用

習志野市の授業の伝統

2



学校経営

R6

□地域、保護者、児童生徒から信頼される安全安心な学校づくり

R6

□教員一人一人が行う**授業改善**

R6

□チーム学校によるいじめ・不登校対応

R6

□教育活動の工夫改善、効率化

3



学習指導

R6

- 指導と評価の一体化が図られ、児童生徒の「できた」「分かった」を目指す**授業づくり**

→資質・能力の確実な育成

R6

- 「ならしの学力向上プラン」を活用した**授業づくり**

→全国学力・学習状況調査の活用

R6

- 発問の精選

→学習過程が課題解決の過程となる授業

4



特別支援教育

R6

- ユニバーサルデザインの視点を生かした分かりやすく、学びやすい**授業づくり**

→環境だけでなくユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりへ

R6

- 管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした保護者との連携、通常学級と特別支援学級との連携の充実

→管理職がリーダーシップをとり、全教職員が特別支援教育に関わる

5



総合的な学習の時間・特別活動 キャリア教育

- R6 ☐ 体験活動の充実と他者との協働による主体的・探究的な**学習活動**の推進
→探究的な学習過程となる活動へ
→他者と協働し、主体的な学習活動へ
- ☐ 持続可能な社会の担い手を育てるSDG s 教育の充実
→新しい教科書でも強調

6



体育・健康・安全教育 (保健体育安全課)

- R6 ☐ 体力向上につながる体育科の**授業づくり** →達成感を味わい楽しいと思える授業へ
- R6 ☐ 家庭や地域と連携を図った運動機会の確保と運動の習慣化
→運動習慣を身に付ける
- R6 ☐ 災害時に自分の命を守る力を身に付ける訓練の充実
→各校での避難訓練の見直し
- R6 ☐ 「生命（いのち）の安全教育」の推進 →性暴力等に対応できる力を身に付ける

7



生徒指導

R6

□生徒指導の三機能を働かせた
授業づくりによるいじめ・不登校
の未然防止

→未然防止に注力

→自己有用感や自己肯定感を高める授業へ

R6

□SOSの出し方教育と教育相談週間
の充実

→相談できる体制の強化

R6

□情報モラル教育の充実

→SNSトラブルへの対応

8



道徳教育

□「考え、議論する道徳」の
授業づくり

→道徳授業の授業改善

□千葉県道徳教育の主題「『いのち』のつながりと輝き」を実現
するための、家庭・地域との連携
を重視した、学校全体で取り組む
道徳教育の推進

9



研 修 (総合教育センター)

R6

「千葉県・千葉市教員等育成指標」
の6つの柱に対応する研修

→新システム「研修履歴システムPlant」
による研修受講履歴記録を活用

→「研修等に関する記録」の作成と
校長等による指導助言

10

●合同訪問実施校

(葛南教育事務所と市教委が合同で訪問し、
主に学習内容等について指導・助言するもの)

日 時	学 校 名
6月21日	大久保東小学校
6月27日	実花小学校
7月 4日	谷津南小学校
10月 7日	袖ヶ浦東小学校
10月22日	第三中学校
11月 5日	第六中学校

●所長訪問実施校

(葛南教育事務所と市教委が訪問し、
主に施設や公文書等について指導・助言するもの)

日 時	学 校 名
7月 1日	秋津小学校(AM) 藤崎小学校(PM)
10月21日	谷津小学校(AM) 第七中学校(PM)
11月12日	実花小学校(AM) 第四中学校(PM)

●公開研究会実施校・園

(各学校が自主的に研究しているもの
後援: 習志野市教育委員会)

日 時	学 校・園 名	日 時	学 校・園 名
10月25日	第一中学校	11月19日	藤崎小学校
10月29日	津田沼小学校	11月21日	実花小学校
10月31日	大久保小学校	11月25日	谷津南小学校
11月13日	屋敷小学校	12月 5日	屋敷幼稚園
11月14日	谷津小学校		

●課題別訪問実施校

(各学校の諸課題に応じて葛南教育
事務所と市教委が指導・助言するもの)

学 校 名
津田沼小学校 大久保小学校 豊沼小学校 向山小学校 第一中学校

※日程は後日調整

●校長室訪問実施校

(葛南教育事務所と市教委が
学校運営について指導・助言するもの)

日 時	学 校 名
7月12日	屋敷小学校 第二中学校 第五中学校
7月18日	袖ヶ浦西小学校 香澄小学校 東習志野小学校

●計画訪問実施園

(市教委が幼稚園教育に関する
事項について指導・助言するもの)

日 時	園 名
7月 5日	谷津幼稚園
7月 9日	藤崎幼稚園

11

報告事項(6)

令和5年度3学期いじめアンケート集計結果と令和6年度いじめ防止施策について

令和5年度3学期いじめアンケート集計結果と令和6年度いじめ防止施策について、別紙のとおり報告する。

令和6年4月24日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

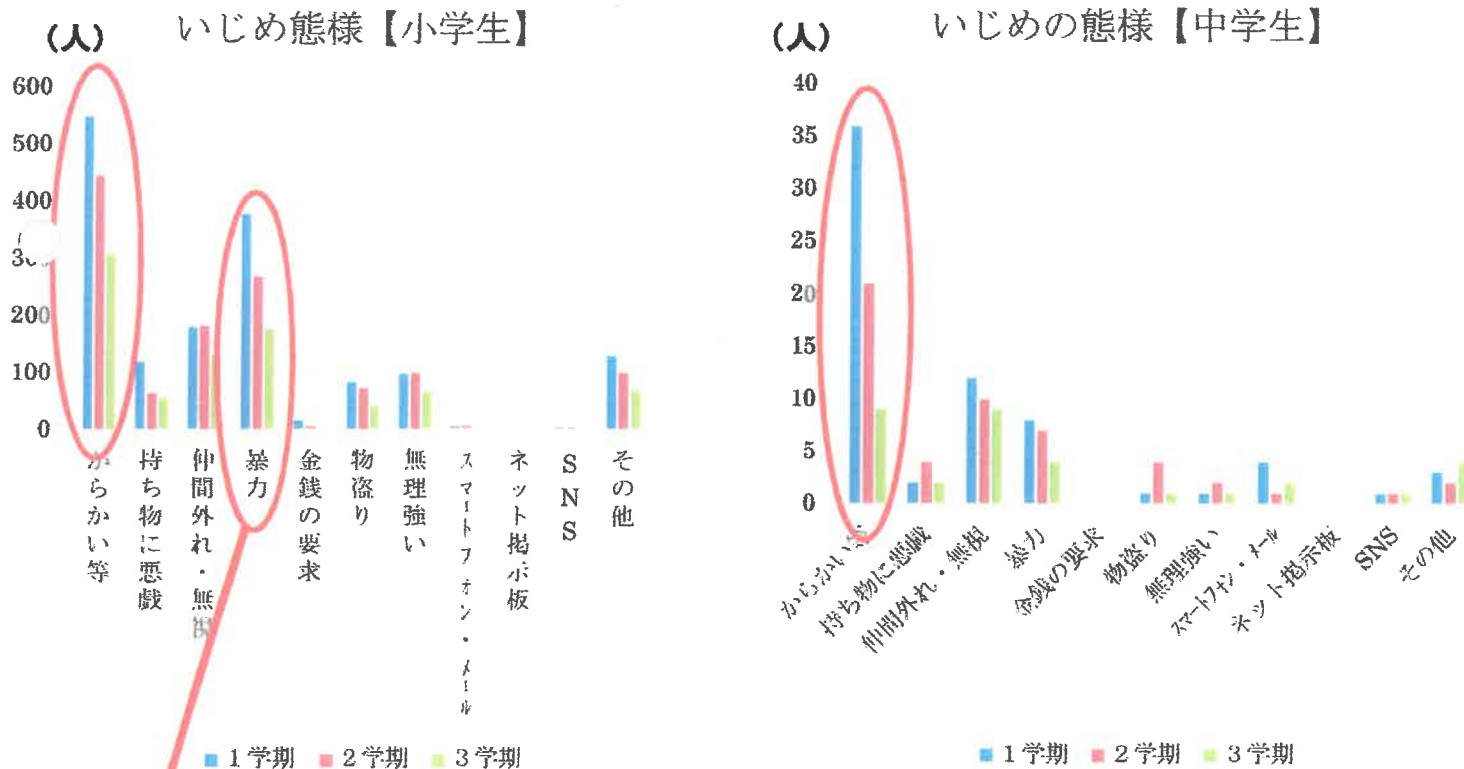
令和5年度 いじめアンケート集計結果と考察【概要版】

(調査期間:3学期:令和6年1月中旬～2月中旬)

1. 本市のいじめの状況と分析等

(1)いじめの内容(集計結果資料3)

- ①「からかい等」が1番多い。
- ②小学生では「暴力」、中学生では「仲間外れ・無視」、「暴力」が多い。



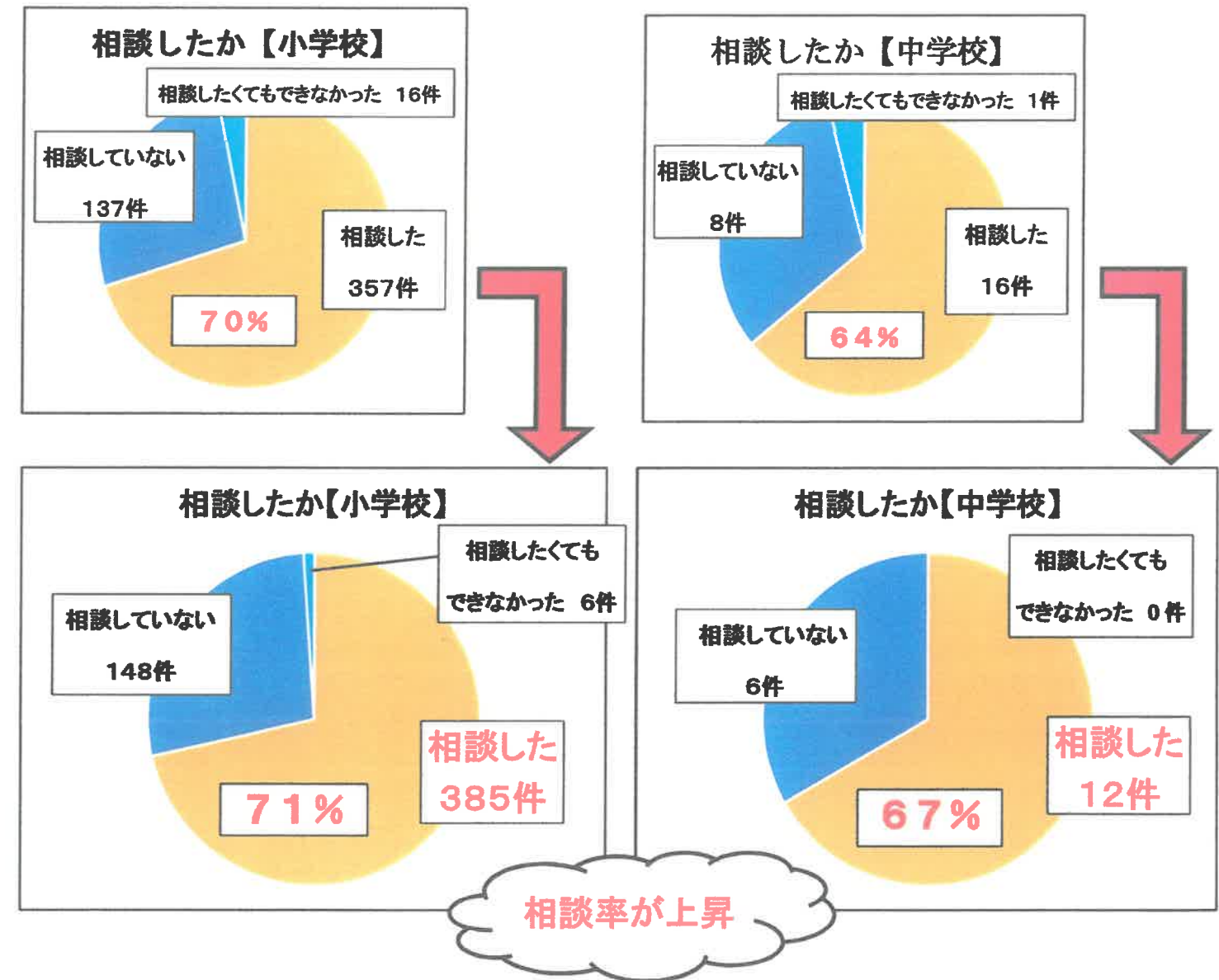
低学年での、暴力行為が多い。つねられた。ちょっかいをかけられた。
髪を引っ張られた。押された。物を投げられる。胸ぐらをつかまれる。叩かれる等

小学生のいじめ態様は、どの項目においても減少している。
中学生のいじめ態様は全体的に減少しているが、「スマートフォン・メール」「その他」の項目で増加している。
小中学校共に、からかい等が態様として一番多く、「何がいじめにあたるのか」、「どうなったらいじめなのか」などの啓発活動を継続していく必要がある。

(2)相談について(集計結果資料4・6)

資料 1

◎いじめられた時誰に相談をしたか

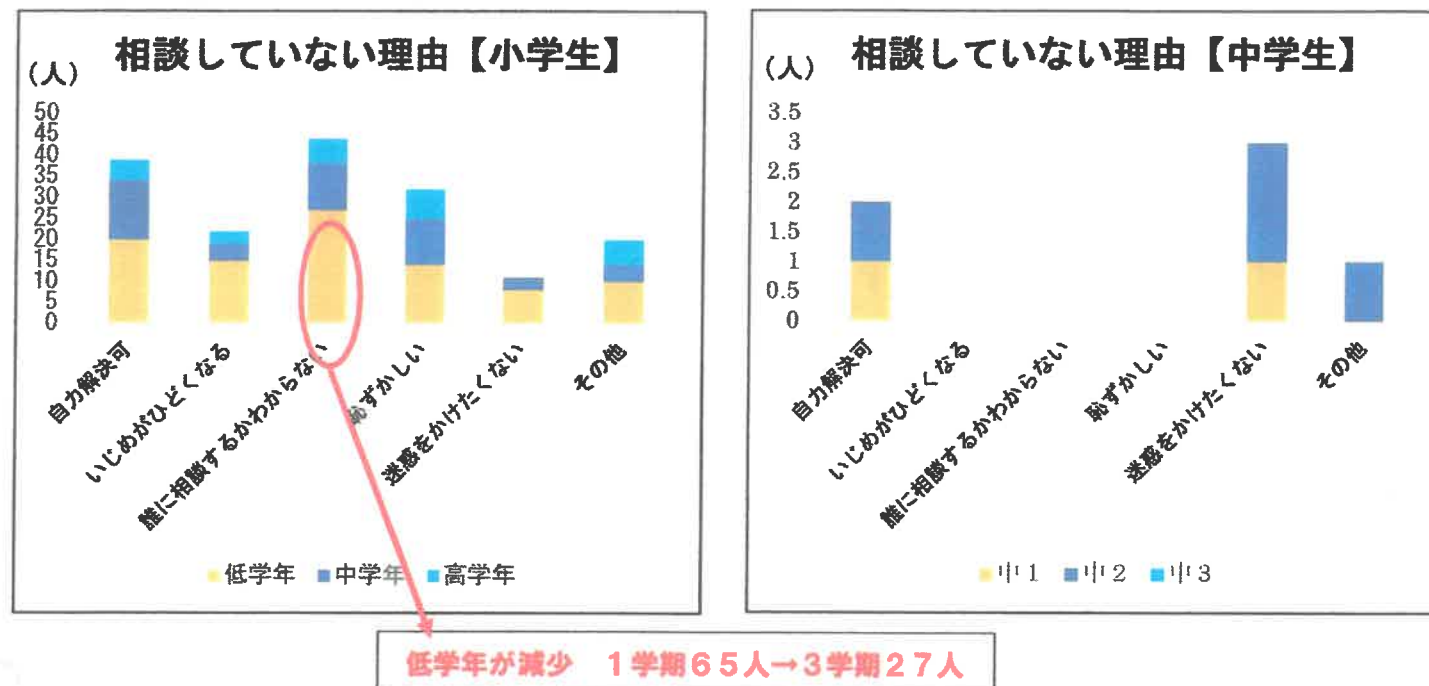


アンケート実施後、全児童生徒と個別の教育相談を実施。

いじめを認知した件に関してアンケート実施時点での相談率は小中学校共に、昨年度と比較して上昇している。SC、教育相談員等、校内の教育相談体制の周知等の成果が出ている。

- ① いじめを認知した件数のうち、アンケートの実施時点ですでに相談をしている児童生徒の割合は高くなっている。(昨年度の同時期 小:70%→71% 中:64%→67%)その後も、教育相談を全児童生徒と行っており、認知したいじめの事実確認や気持ちに寄り添った相談を行っている。

◎相談をしていない理由について



②「誰に相談をするかわからない」項目について、1学期から3学期にかけて低学年の人数が減少している。(1学期65人→27人)教育相談期間をとり、全児童生徒との個別の教育相談を設定した効果が出ている。

(3)いじめの解消状況(集計結果資料7・8)

①令和5年度1学期時点でいじめが未解消のもののうち、令和5年度3学期の調査時点で、現在もいじめが継続している件数は小学校では3件、中学校では0件である。(小学校→99%解消、中学校→100%解消)

→アンケート実施後に全員に対して教育相談を行っており、迅速な本人からの聞き取り、継続的な教育相談と支援の効果があり、3か月後には9割以上は解消しており、時間の経過とともに解消数も増えている。

令和5年度1学期、令和5年度2学期に認知されたいじめについて 現在もいじめが続いているか (件)

	小学校	中学校
令和5年度1学期のアンケート いじめの認知件数	1009	47
上段の件数のうち現在もいじめ 継続と回答しているもの(3学期)	(99%解消) 3	(100%解消) 0
令和5年度2学期のアンケート いじめの認知件数	792	32
上段の件数のうち現在もいじめ 継続と回答しているもの(3学期)	(97%解消) 23	(100%解消) 0

2. 結果から見た課題と今後の方向性

教:教育委員会 学:学校

いじめ対応に関する重点事項① 個別の教育相談の実施形態と質の向上。		いじめ対応に関する重点事項② 児童生徒が、何がいじめにあたるのかを認識し、いじめを見かけた時の行動を理解する。	
今年度の取組	教:匿名メール相談WEBアプリの活用を継続し、相談体制の充実を進め、相談窓口を広げた。 学:本年度から、全小中学校において教育相談期間を年間計画に位置付け、個別の教育相談を実施した。	教:学校管理職、生徒指導主任への専門家によるいじめ防止研修を行い、何がいじめにあたるのか、未然防止、早期対応、早期発見のための手立てについて共通理解を図った。弁護士による全小中学校職員向けの研修を実施した。 学:弁護士による児童生徒向けのいじめ防止授業を行った。(小学校2校、中学校1校)	教:いじめ防止研修を行ったことで、いじめの認知を積極的に行い、いじめを重篤化させないための未然防止、早期発見、早期対応について教職員の意識向上を図った。 学:いじめ防止授業を実施し、児童生徒にもいじめとは何か、何がいじめにあたるのかを認識させ、加害者や傍観者を生まない環境づくりを行った。
	取組の結果		
課題	教:匿名メール相談WEBアプリでは、人間関係のトラブルにつながる相談が多くあった。相談をした結果、本人の気持ちが良い方向に向いた事例もあった。 学:全児童生徒との教育相談を実施したことにより、いじめアンケート実施時にすでに相談をしている児童生徒の割合が高まっている。	教:市のいじめ防止方針の改定を周知し、学校のいじめ防止基本方針に早期発見、早期対応ができる方針を作成し各学校がいじめに対する施策を実行できるよう指導・助言を行う。 学:いじめに対する法律の理解や重大事態への対応等について普及啓発が必要である。	
	今後の取組		

【教育委員会】

- 令和6年度学校教育指導行政年間計画に各校の教育相談期間を掲載し、確実な実施を促す。個別の教育相談時に教育相談リーフレットの配付を行う。匿名メール相談WEBアプリ等の相談窓口の周知を徹底し、各種相談窓口の利用推進やSC(スクールカウンセラー)、教育相談員、養護教諭の活用を図る。
- 弁護士によるいじめ防止授業を令和5年度から令和7年度にかけて市内全小中学校で実施する。児童生徒に「いじめとは何なのか」を理解させ、「いじめをしない」、「傍観者にならない」態度や力を育てていく。
- 習志野市いじめ防止基本方針の改定内容を周知し、各学校がいじめ未然防止、早期発見ができる体制づくりを進められるよう指導・助言を行う。

【学校】

- SOSの出し方教育、脱いじめ傍観者教育、匿名メール相談WEBアプリの活用促進を継続し、普段の小さなトラブルにおいても、「困った、助けて」と言える環境づくりを行う。教育相談においては、相談窓口をSC(スクールカウンセラー)、教育相談員、養護教諭等にも広げていけるよう工夫し、周知を図る。
- 地域、家庭と学校が連携したり、外部団体の協力を得たりして実施する人権教育等、いじめ防止教育を教育計画に位置付けていく。
- 本市いじめ防止基本方針の改定を受け、各学校でいじめ防止基本方針の見直しを図る。生徒指導担当を中心に、学校内の集約担当、実行的な組織体制について共通理解し、いじめ未然防止、早期発見の取組を充実させていく。

令和5年度 3学期いじめアンケート集計結果(報告)

1 「習志野市いじめアンケート」の概要

(1) 目的

- ①市内の全ての市立小・中学校に通う児童生徒に、確実にいじめアンケートを実施することにより、各学校が定期的に自校のいじめの実態把握をして、いじめの早期発見、問題への迅速な対応、さらには未然防止に生かす。
- ②教育委員会が、いじめアンケートの集計結果より、市内の小・中学校のいじめの実態を把握し、対応及びいじめ問題対策委員会等、関係機関との連携に生かす。

(2) 本アンケートの生かし方

- ①各学校は、アンケートで認知したいじめについて、事実確認、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒への指導、該当児童生徒の保護者への連絡等を行い、いじめ問題の解決を図る。
- ②教育委員会は、集計結果について市内の小・中学校のいじめの問題の傾向を分析、考察し、今後の指導事項、配慮事項をまとめて、各学校へ伝達するとともに各関係機関へ情報提供を行い連携等に生かす。

(3) アンケート実施上の配慮事項

- ①記名式アンケート実施にあたっては、年3回小・中学生ともに家庭に持ち帰って実施する。小学生においては、学校で記入後自宅に持ち帰る等、児童や学校の実態に合わせて実施する。児童生徒が他者の目を気にせずに記入できるようにするとともに、保護者がアンケートの内容を確認できるように実施する。
 - ②「いじめられた」と回答した児童生徒には、担任がアンケート実施後に、丁寧に個別の聴き取り調査を行い、児童生徒が精神的な苦痛を感じているものは、全ていじめと認知し管理職に報告する。
 - ③無記名式アンケートについては、年3回学校で実施をする。このことにより、いじめの解消を確認するとともに、記名式に書けなかった内容を把握する。
- ※令和5年度の変更点 無記名式アンケートの実施時期を学校ごとに設定し、教育相談を強化した。
- ④各学校はアンケートの実施結果を年3回教育委員会に報告。(期限7月、11月末、2月末とする。)
 - ⑤各学校において、アンケート用紙及び付属の資料等を含め、全てを5年間保管する。

2 アンケート集計結果について

令和5年度 いじめアンケート実施状況

項目 校種	記名式アンケート						無記名式アンケート					
	回収数(人)			回収率(%)			回収数(人)			回収率		
	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期
小学校	9,015	8,981	9,015	99.7	99.3	99.6	8,956	8,959	8,942	99.0	99.0	98.8
中学校	4,046	4,054	4,048	99.7	99.7	99.7	3,574	3,592	3,534	88.0	88.3	87.0

1学期実施期間:令和5年5月中旬～7月上旬(対象 小:9,043人 中:4,058人)

2学期実施期間:令和5年10月中旬～11月上旬(対象 小:9,043人 中:4,066人)

3学期実施期間:令和6年1月中旬～2月中旬(対象 小:9,051人 中:4,059人)

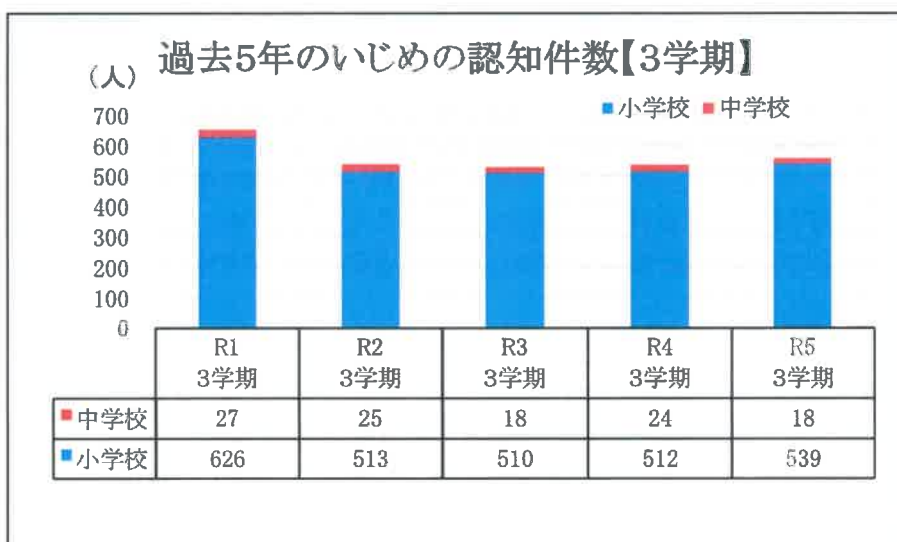
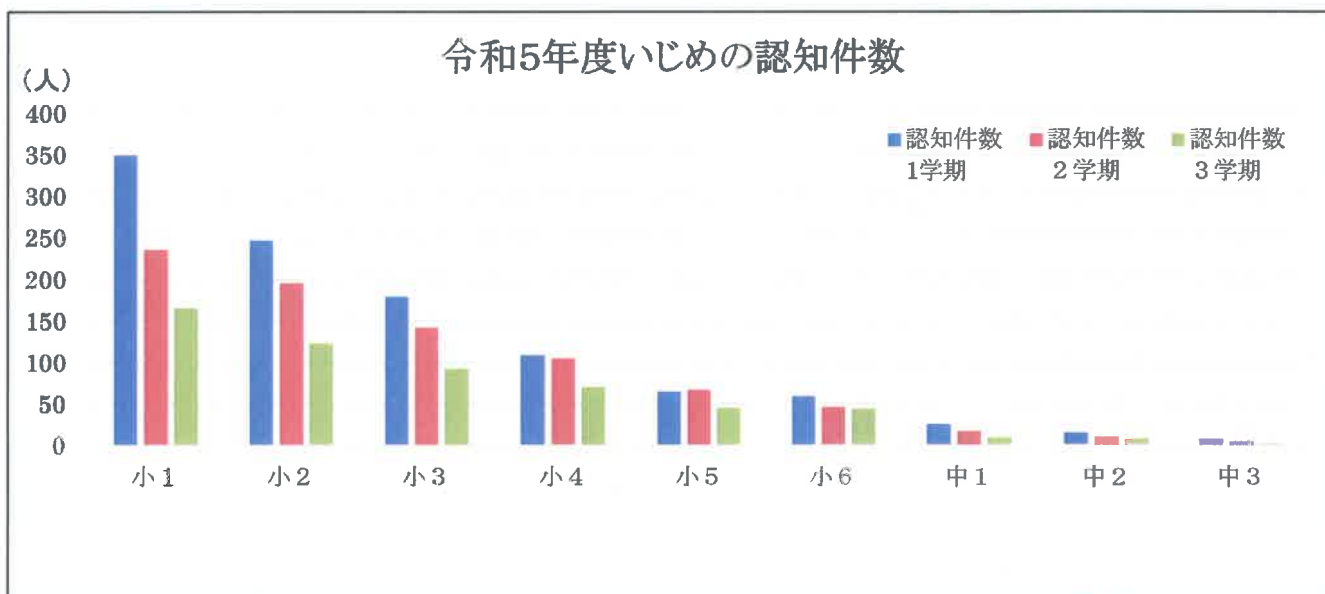
【資料1】

学年別のいじめ認知件数

(3学期記名式アンケートより)

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
実施数	1,422	1,539	1,525	1,466	1,502	1,561	9,015	1,290	1,392	1,366	4,048
認知件数	165	123	92	70	45	44	539	9	7	2	18



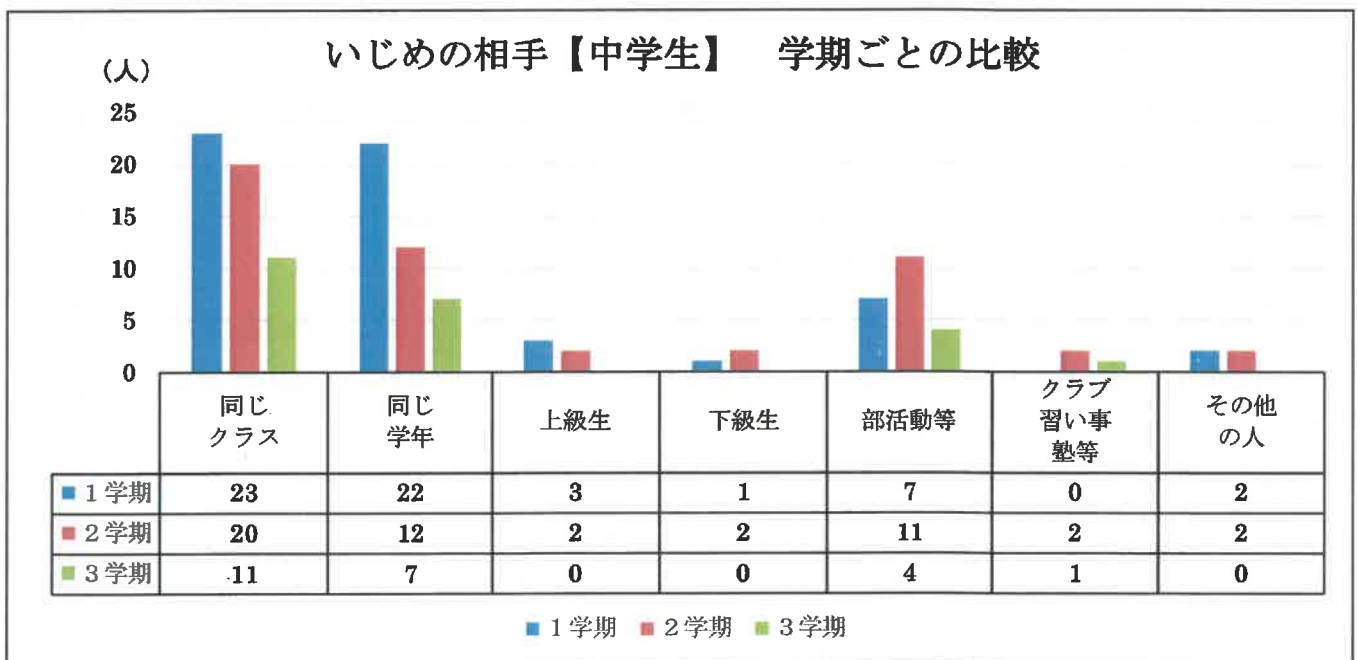
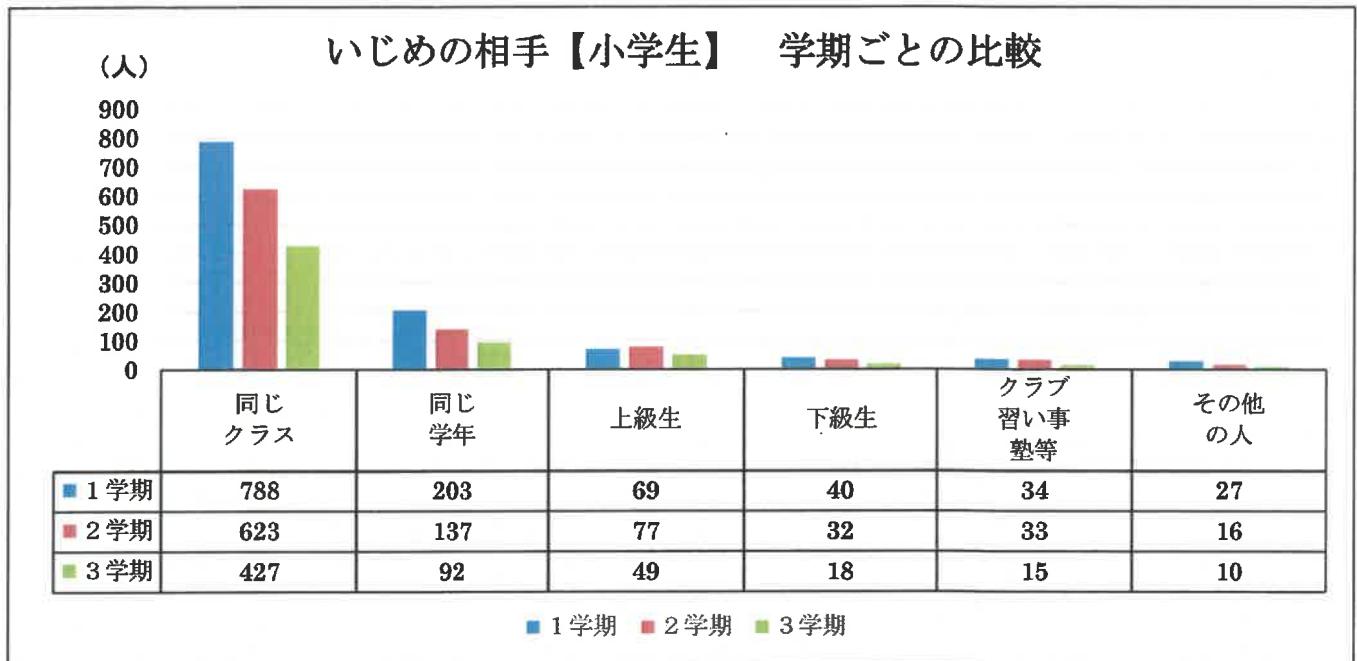
【結果】

- 令和5年度3学期の認知件数は、令和4年度の認知件数より中学校は減少したが、小学校は増加している。
(令和4年度3学期 小：512件 中：24件 → 令和5年度3学期 小：539件 中：18件)
- 3学期の認知件数は2学期から減少している。(小：792件 → 539件、中：32件 → 18件)
- 学年が上がるにつれて認知件数は減少している。

【資料2】

いじめられた相手

(複数回答可)



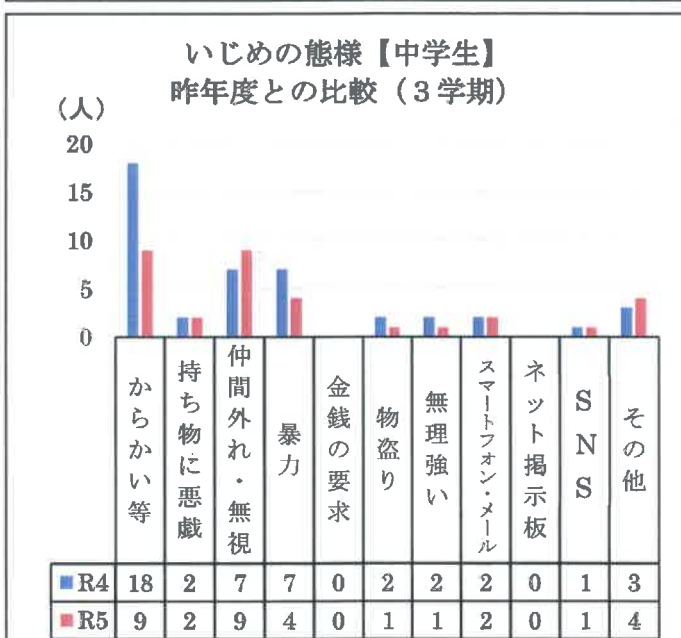
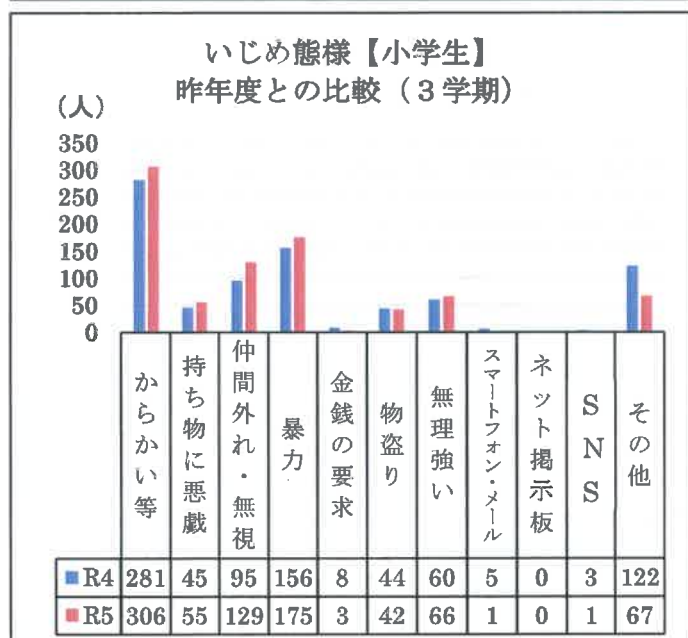
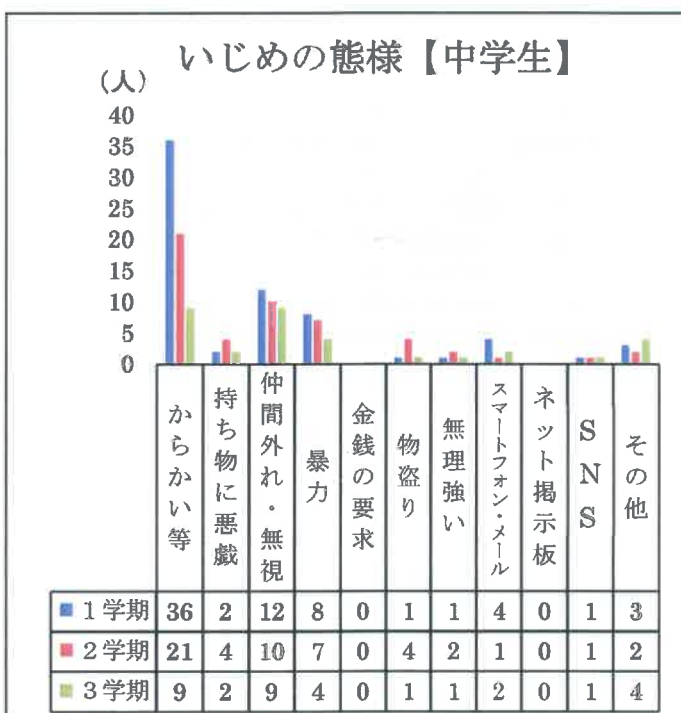
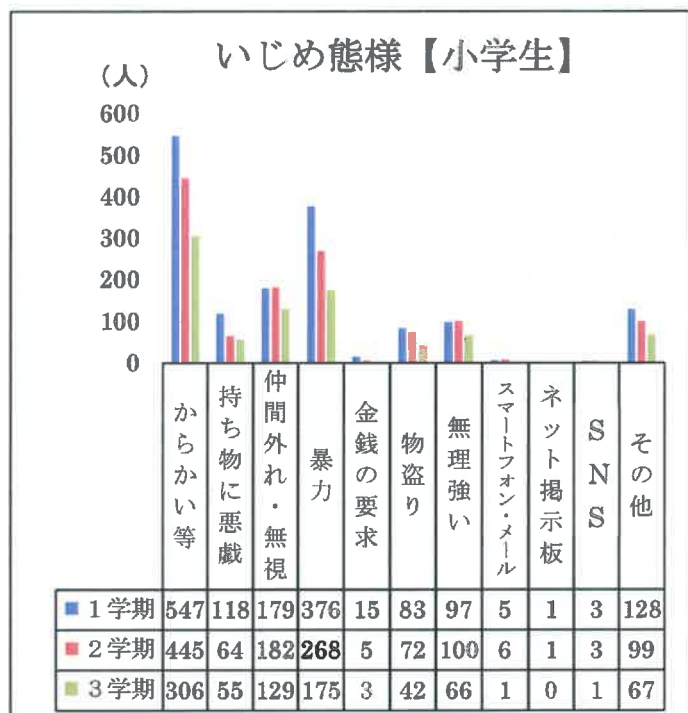
【結果】

- ① 小学生では、いじめられた相手は、「同じクラス」が最も多く、続いて「同じ学年」となっている。「同じクラス」、「同じ学年」のいじめの認知件数は学期ごとに減少している。
- ② 中学生でも、いじめられた相手は「同じクラス」、「同じ学年」が同様に多い。中学生は、それに加えて「部活動」の認知件数も多い。すべての項目で、2学期より減少している。

【資料3】

いじめの態様

(複数回答可)



【結果】

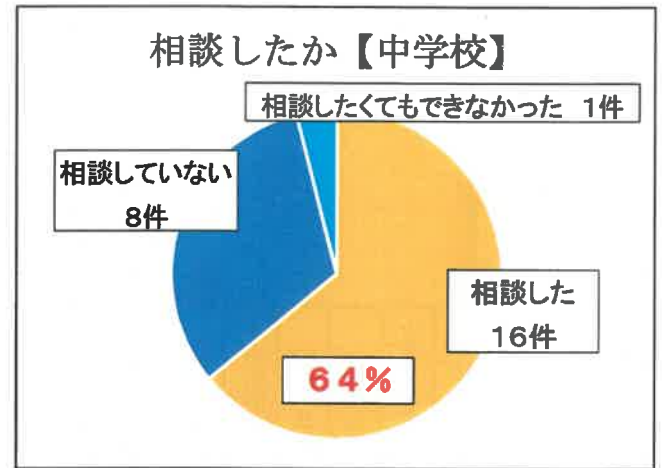
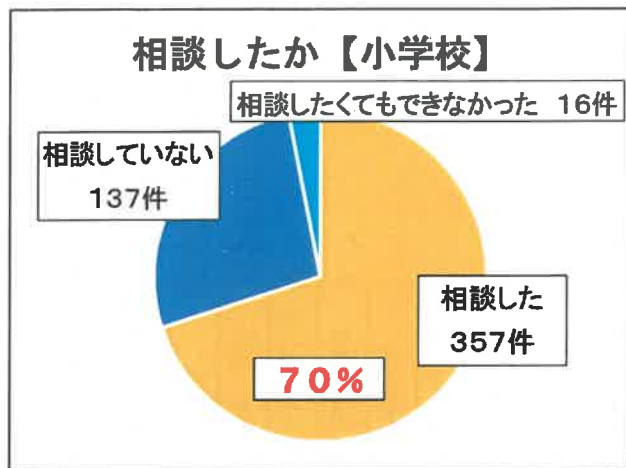
- ① 小学生・中学生共に、いじめの態様として「からかい等」が特出して多い。また、学期ごとに認知件数は減ってきている。令和4年度と令和5年度の3学期を比較すると、中学生においては減少しているが、小学生においては25名増加している。
- ② 小学生のいじめの態様は、令和5年度においてはどの項目においても減少しているが令和4年度の3学期と比較すると、「からかい等」「持ち物に悪戯」「仲間外れ・無視」「暴力」「無理強い」の5項目で増加している。
- ③ 中学生のいじめの態様は全体的に減少しているが、「スマートフォン・メール」と「その他」の項目で増加している。令和4年度の3学期と比較すると、「仲間外れ・無視」「その他」の項目が増加した。

【資料4】

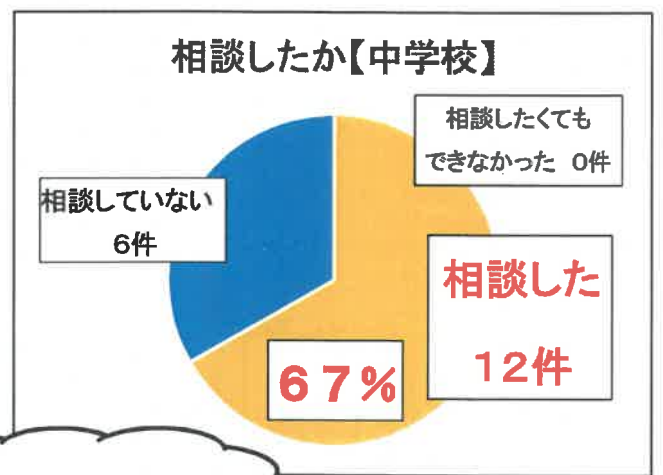
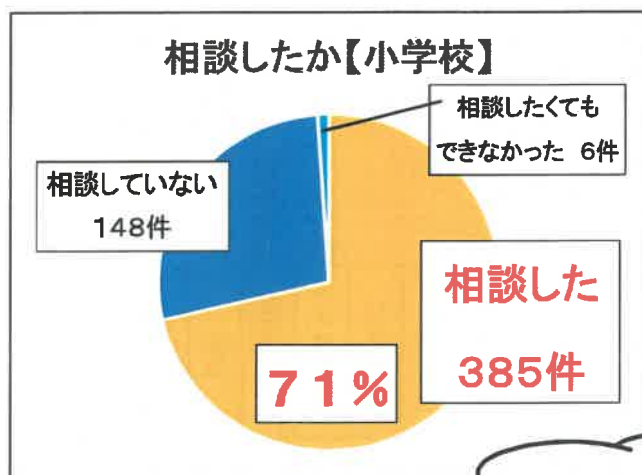
いじめられたとき、誰に相談をしたか

(複数回答可)

R4 3学期



R5 3学期



相談率が上昇

【結果】

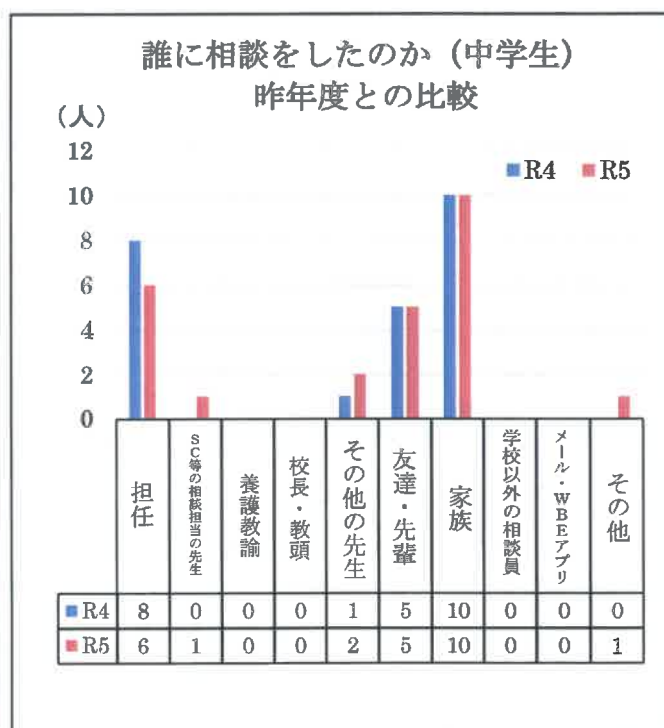
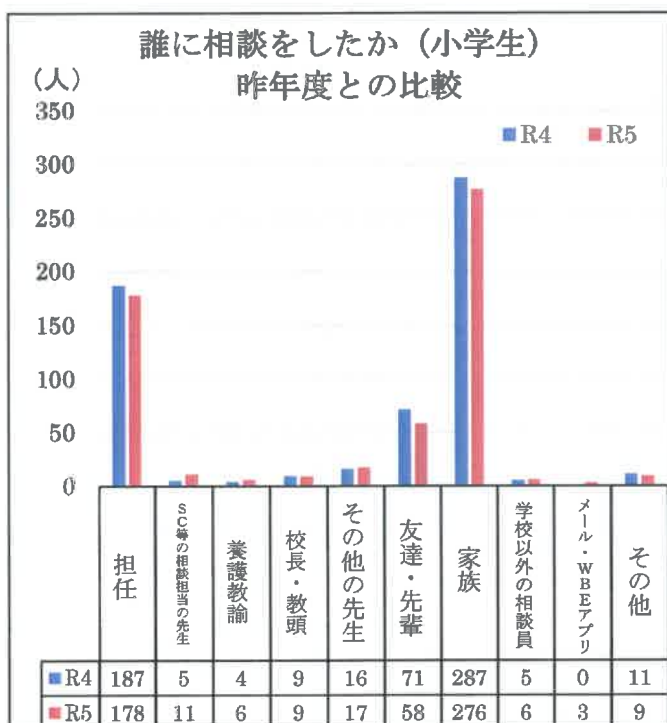
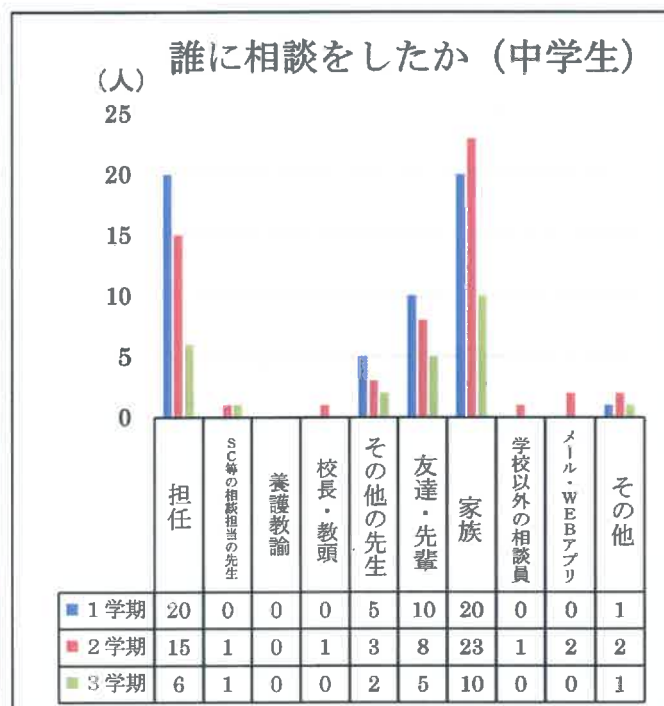
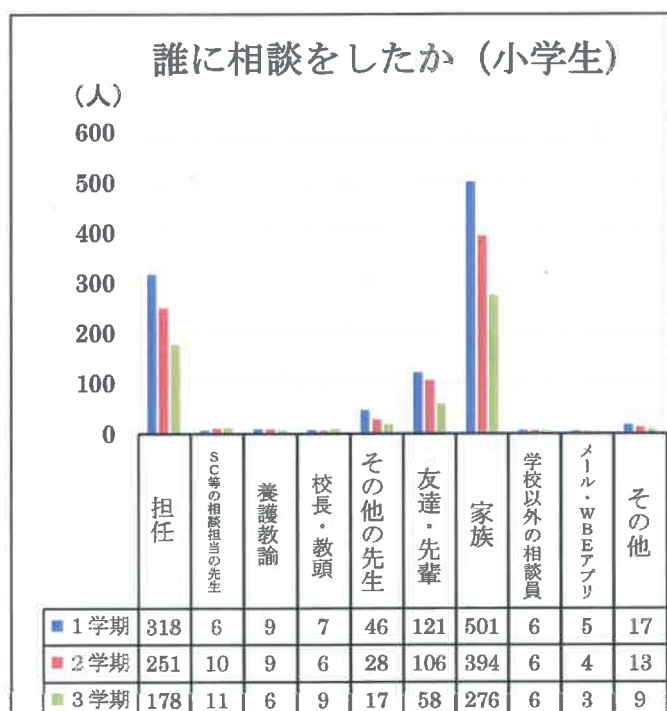
いじめを認知した件数に対して、いじめアンケート実施時点での相談をした割合は、小学生が71%、中学生が67%の割合であった。昨年度の同時期の割合と比較しても小学校では1%、中学生では、3%の増加がある。

(※いじめアンケート実施後には、各学校で教育相談期間を設定し、全児童生徒との個別の教育相談を実施している。)

【資料5】

いじめられたとき、誰に相談をしたか。

(複数回答可)



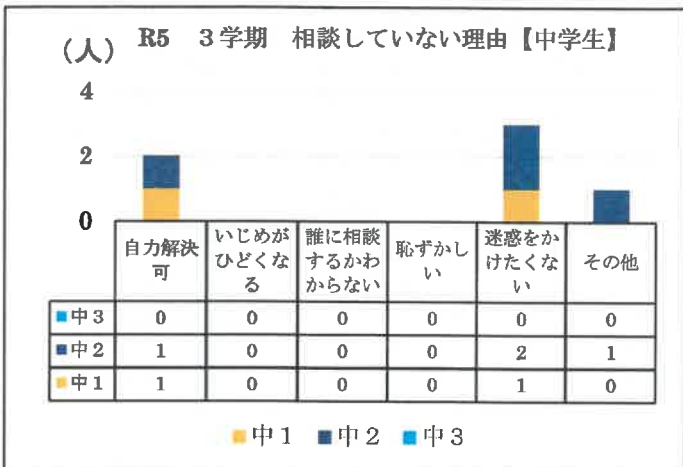
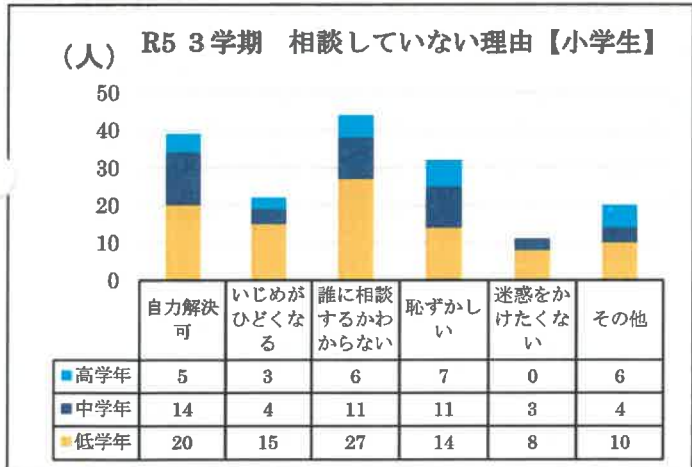
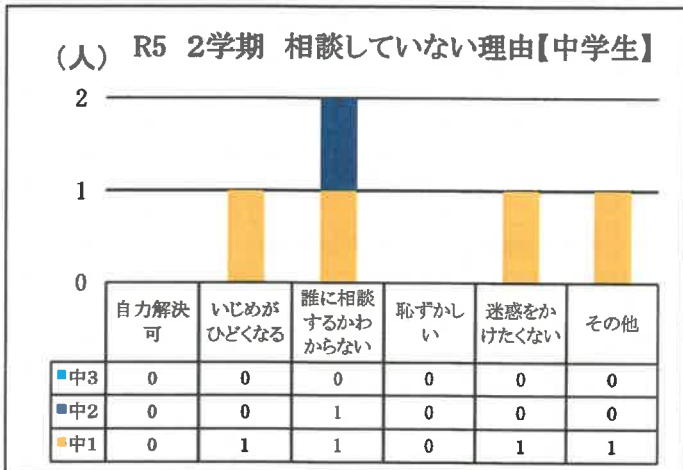
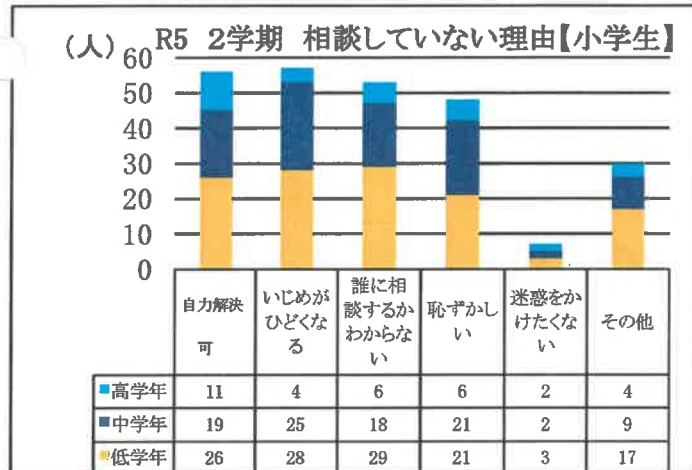
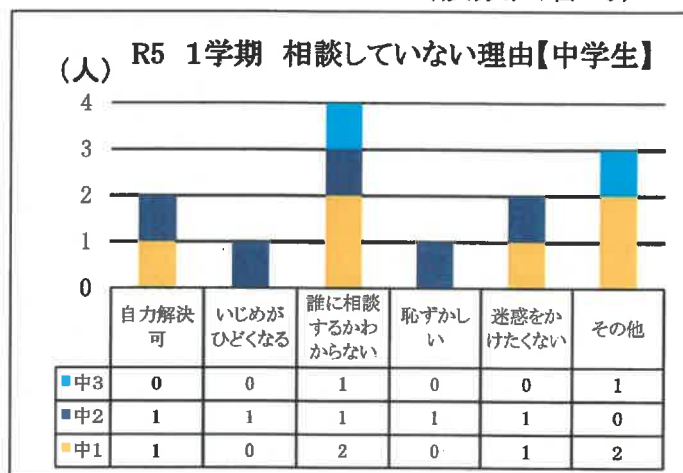
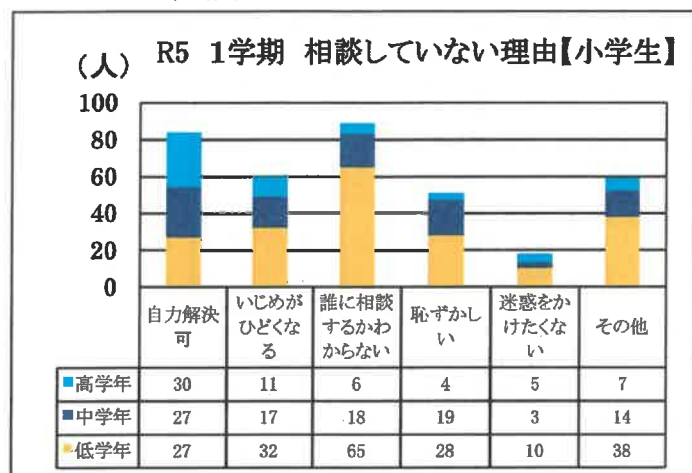
【結果】

- ① いじめられたときに、誰に相談をしたかという質問に対しては、小学生、中学生共に「家族」、「担任」、「友達、先輩」が相談する相手として多い。
- ② 昨年度の同時期と比較をすると、相談相手の傾向に大きな変化はないが、スクールカウンセラーへの相談が増加している。

【資料6】

なぜ相談しなかったか

(複数回答可)



【結果】

- ① 3学期の相談をしていない理由に関しては、小学生は「誰に相談するかわからない」、「自力解決可」、「いじめがひどくなる」の3項目が多い。
- ② 小学校中学年に関して、「いじめがひどくなる」項目についての人数が1学期から2学期にかけて増加していたが、3学期には大幅に減少した。
- ③ 1学期から3学期にかけて、小学生の「誰に相談するかわからない」の項目についての割合は減少している。

【資料7】

3学期実施アンケートで認知したいじめの件について

アンケート実施時点で現在もいじめが続いているか(令和6年2月現在) (件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
記名アンケート 認知件数	165	123	92	70	45	44	539	9	7	2	18
解消している	51	29	19	15	11	7	132	3	1	1	5
大体解消 している	82	57	32	24	12	17	224	4	2	1	7
いじめが 続いている	32	37	41	31	22	20	183	2	4	0	6

【資料8】

いじめアンケートに関する事後確認(1学期のアンケートで認知した件について)

(件)

	小学校	中学校
令和5年度1学期のアンケート いじめの認知件数	1009	47
上段の件数のうち現在もいじめ継続と 回答しているもの(3学期)	3 (99%解消)	0 (100%解消)
令和5年度2学期のアンケート いじめの認知件数	792	32
上段の件数のうち現在もいじめ継続と 回答しているもの(3学期)	23 (97%解消)	0 (100%解消)

※1 未解消のいじめについては、既に教育相談等とおして聴き取りを行い、現在指導対応である。

※2 3学期のいじめに関するアンケート後の解消状況については、来年度1学期の「いじめアンケートに関する事後確認」に表される。

【結果】

- ① アンケート実施時点(2月)に「いじめが続いている」と回答している割合は、小学校で約34%、中学校で約33%である。認知されたいじめに関しては、迅速な本人からの聞き取り、継続的な教育相談と支援を行う。さらに、解消に向けた事実確認と加害側への指導、事後の見守りを継続して行っている。
- ② 令和5年度1学期実施のアンケートで認知されたいじめに関して、事後確認の結果、小学校では、継続と回答したものが3件(99%解消)、中学校では0件(100%解消)であった。令和5年度2学期実施のアンケートで認知されたいじめに関しては、小学校で23件(97%解消)、中学校で0件(100%解消)が継続と回答している。
- ③ いじめアンケートで認知されたいじめに関しては、認知の3か月後には95%以上は解消をしており、時間経過とともに解消率が高くなっている。

習志野市教育委員会
学校教育指導課

1 教育委員会と学校の取組について

教育委員会の取組

- ① いじめを重篤化させないための研修
 - ・ 生徒指導主任会議（4月）
 - ・ 校長研修（8月）を実施
 - ・ 弁護士による教職員研修（中学校区）
- ② 市のいじめ防止基本方針の内容を検討
 - ・ いじめ未然防止、早期発見が推進できるよう見直しを図る。
- ③ 教育相談の確実な実施
令和6年学校教育指導行政年間計画に教育相談週間を掲載

学校の取組

- ① 困った、助けてと言える環境づくり
 - ・ 脱いじめ傍観者教育
 - ・ 匿名相談 WEB アプリの活用
- ② 児童生徒を主体とした啓発活動
 - ・ 児童生徒主体の啓発活動の継続
 - ・ いじめ防止教育、人権教育を教育計画へ
- ③ 研修内容の学校全体での情報共有
 - ・ 管理職、生徒指導主任が中心となり、教職員全体への共有を図る。
- ④ 年間行事予定や学年だより等で、教育相談週間を掲載

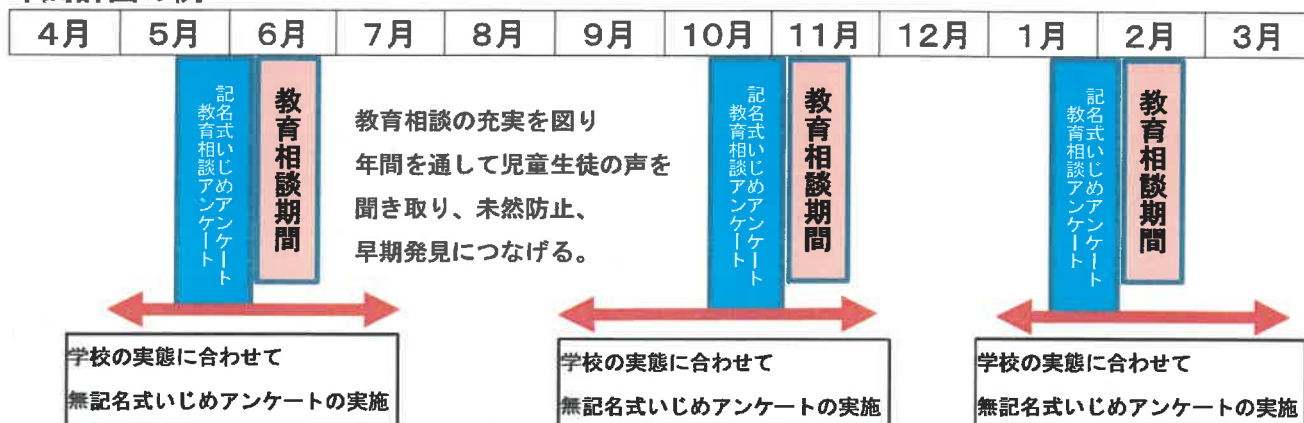
2 法務相談について

弁護士へいじめ問題にかかる相談、助言を依頼する他、弁護士によるいじめ対応の教職員研修、いじめ根絶へ向けた児童生徒向け出張授業を実施します。

3 いじめアンケート、教育相談アンケート、教育相談について

学期	いじめアンケート			教育相談アンケート、教育相談	
	記名式 実施時期	無記名式 実施時期の目安	提出期日	実施の目安	提出期日
1学期	5月下旬～ 6月下旬	学期に 1回、学校 の実態に合 わせて実施 する。	7月5日	教育相談アンケート実施後 各学校で個別の教育相談期 間を設定し、全児童生徒との 教育相談を行う。	7月19日
2学期	10月下旬～ 11月中旬		11月22日		12月20日
3学期	1月末頃～ 2月中旬		2月21日		3月21日

年間計画の例



習志野市いじめアンケート変更について

習志野市教育委員会
学校教育部指導課

1 アンケート変更への経緯

本市いじめアンケートは現在、学期に1回、合計年間3回記名式アンケートと無記名式アンケートを両方とも紙媒体で行っている。令和5年12月の教育委員会会議において、「保護者の前では相談しづらい、アンケートには書きづらい内容を記載できるアンケートへ改善が必要である」という旨の意見をいただいた。同時に、「タブレットの活用を進める」ことも有効ではないかとの指摘を受けた。

この協議を受け本市教育委員会として、いじめの早期発見、早期対応を行っていくために、児童生徒の声をより広く聞き取ることのできるアンケートへの改善を図っていく。下記のように、令和6年度のいじめアンケートの実施方法を変更する。

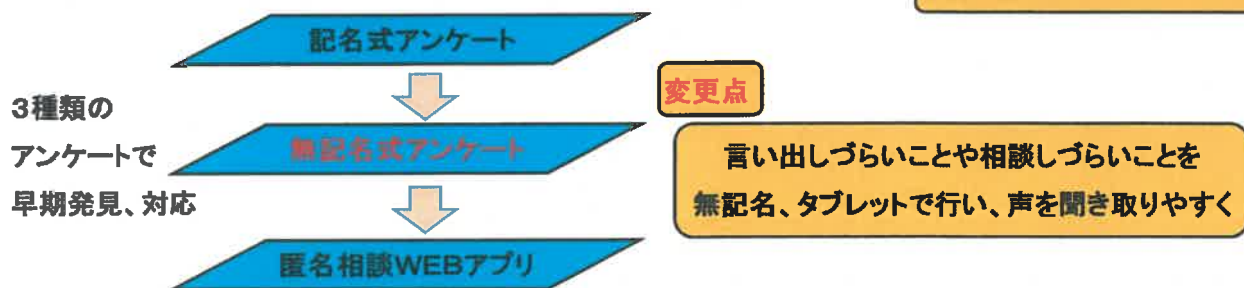
2 変更及び変更理由

無記名式アンケートの実施方法を変更する。

①アンケート用紙→タブレット ②集計方法 L-GATEで確認

	無記名式アンケート			記名式アンケート
実施方法	アンケート用紙	変更 →	タブレット	用紙
保護者確認	無		無	有
実施方法	学校で行う		学校で行う	家庭に持ち帰り
集計方法	教職員が行う		自動	教職員が行う
個人の特定	できない		できない	特定する
記録の確認	用紙を確認する。		システム上で確認できる	用紙を確認する。

記名式は従来の方で行う



【具体的な実施方法】

- ①L-Gate システムを使う。各学校が実施日を決め、学校で実施する。
- ②回答内容の保護者等の確認はしない。児童生徒が自分の意思で回答する。
- ③実施後、校務 PC で担任や学年職員が集計し、いじめの訴えがあるかどうかの実態を把握し、教職員間で情報共有を行う。
- ④学校は集計結果を指導課に学期に1回報告する。

※ 記名式アンケートについては従前どおり紙媒体で実施する。

- ①紙で保存することにより、事案が発生した時に過去の記録を即時参照できる。
- ②紙の実施により、提出した時点で教職員が即時に記載内容を確認することができるとともに、聞き取りの詳細や対応の記録をアンケートに書き込むことができる。
- ③筆跡による児童生徒の記録を残すことができ、記録としての信頼性が高い。
- ④アンケート提出前に児童生徒が記載したものを本人が保護者と確認することで、児童生徒が置かれている状況を家庭で共有できる。その後の学校の対応等も家庭との連携がとりやすくなる。

3 今後のスケジュール

実施期間	内容
令和6年3月	指導課で無記名式アンケート実施方法を決定、準備を完了する。
令和6年4月	指導課から校長会議において、いじめの早期発見、早期対応の施策説明でアンケート実施方法の変更を周知する。4月の生徒指導主任会議で、指導主事から各校の生徒指導主任に実施方法を周知する。
令和6年5月下旬 ～6月下旬	各学校が新しい実施方法でいじめアンケートを実施する。 ※時期は各学校で決める。

4 その他

- ・1学期の無記名式アンケートについては、各学校のタブレット整備の状況及び児童のタブレット習熟状況により、紙媒体での実施も可とする。